

商工団体総合賠償保険制度約款集

普通保険約款

企業包括特別約款・特約

目次

Chapter 1 普通保険約款

P006

Chapter 2 特別約款・特約

P021

ご加入プランの約款構成については、P003をご参照ください。

Chapter 3 返還保険料のお取扱いについて

P194

ご加入プランの約款構成について

ご加入プランの約款構成は次のとおりです。ご加入のプランおよびオプション特約のセット有無は、加入者証記載のプラン名、特約欄をご覧ください。

印の説明：「○」の場合、各プランに自動セットされます。

「×」の場合、各プランにセットされません。

「★」の場合、各プランに任意でセットすることができます。

<商工団体ビジネス総合保険制度（ワイドプラン）>

	普通保険約款・ 特別約款・特約の名称	企業総合 賠償責任 保険	建設業総 合賠償責 任保険
普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款	○	○
特別約款	企業包括特別約款	○	○
自動セット特約	企業総合賠償特約	○	×
	企業総合賠償特約（建設業用）	×	○
ワイドプラン用 自動セット特約	受託物損壊補償特約	○	○
	データ損壊復旧費用補償特約	○	○
	工事遅延損害補償特約	○	○
	借用イベント施設損壊補償特約	○	○
	対物超過費用補償特約	○	○
オプション（任 意セット）特約	借用不動産損壊補償特約	★	★
	サイバーリスク補償特約	★	★
	休業損害補償特約	★	★
	食中毒・特定感染症のみ補償特約	★	★
	食中毒・特定感染症補償対象外特約	★	★
	弁護士費用特約（企業総合用）	★	★
	生産物の欠陥等による経済損害補償特約	★	×
リコール費用補償特約	★	×	

	地盤崩壊危険補償特約	×	★
	工事物損害補償特約	×	★

＜商工団体ビジネス総合保険制度（ベーシックプラン）＞

	普通保険約款・ 特別約款・特約の名称	企業総合 賠償責任 保険	建設業総 合賠償責 任保険
普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款	○	○
特別約款	企業包括特別約款	○	○
自動セット特約	企業総合賠償特約	○	×
	企業総合賠償特約（建設業用）	×	○
オプション（任 意セット）特約	借用不動産損壊補償特約	★	★
	サイバーリスク補償特約	★	★
	休業損害補償特約	★	★
	食中毒・特定感染症のみ補償 特約	★	★
	食中毒・特定感染症補償対象 外特約	★	★
	弁護士費用特約（企業総合 用）	★	★
	生産物の欠陥等による経済 損害補償特約	★	×
	リコール費用補償特約	★	×
	地盤崩壊危険補償特約	×	★
	工事物損害補償特約	×	★

＜商工団体ビジネス総合保険制度（エコノミープラン）＞

	普通保険約款・ 特別約款・特約の名称	企業総合 賠償責任 保険	建設業総 合賠償責 任保険
普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款	○	○
特別約款	企業包括特別約款	○	○
自動セット特約	企業総合賠償特約	○	×
	企業総合賠償特約（建設業用）	×	○
エコノミープラン用 自動セット特約	生産物危険限定補償特約	○	○
オプション（任 意セット）特約	借用不動産損壊補償特約	×	×
	サイバーリスク補償特約	×	×
	休業損害補償特約	★※	★※
	食中毒・特定感染症のみ補償 特約	★	★
	食中毒・特定感染症補償対象 外特約	×	×
	弁護士費用特約（企業総合 用）	×	×
	生産物の欠陥等による経済 損害補償特約	×	×
	リコール費用補償特約	★	×
	地盤崩壊危険補償特約	×	×
	工事物損害補償特約	×	×

※エコノミープランには、「食中毒・特定感染症補償」のみセット可能です。

「休業補償」はセットできません。

賠償責任保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐取されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出	告知事項(注)について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第7条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注)告知事項とは、第7条(1)に定める告知事項をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者(注1)の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物

につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）、労働争議または騒擾^{じょうわう}に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 液体、気体（注3）または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注4）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- （注4）ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

- （1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。

⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
--------	--

(2) 当社が、本条(1)①から④までについて支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

(3) 当社が、本条(1)⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、1回の事故について、その全額とします。ただし、本条(1)①の額が支払限度額を超える場合は、本条(1)⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条(1)⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条(1)①の額}}$$

第4条 (保険責任の始期および終期)

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (保険責任のおよぶ地域)

当社は、日本国内(保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。)において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書

の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2)の規定を適用します。
- (5) 本条(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条(5)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みません。

第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) 本条(1)の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

(5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実は、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条 (保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条 (保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条 (当社による保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条(保険契約に関する調査)に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り。

第15条 (重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- (3) 本条（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 本条（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- (1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (4) この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

(注) 本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額(注1)を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

<p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率（注2）}}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア）</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}}{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}} \right]$ <p>（イ）</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$
--	--

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条（保険料の返還－取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）

- (1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務） （2）、第8条（通知義務） （2）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\text{ア. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注）}}{\text{既経過期間}} \right)$ $\text{イ. } \boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

（注）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額(注1)を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注1）修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通

知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) 本条(2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) 本条(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(5) 本条(4)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(6) 本条(1)から(5)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者が第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
------------	---

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に対する保険金請求権に限ります。

第30条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第29条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、

他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
(3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

企業包括特別約款

「用語の説明」

この特別約款において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	医薬品等	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器（注）もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。</p> <p>（注）医療機器とは、医薬品医療機器等法の規定に基づき指定される特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限ります。</p>
か	回収措置	回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。
	完成品	生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物をいいます。生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。
き	記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
け	継続契約	<p>生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。</p> <p>（注）保険期間の終了日とは、その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。</p>
こ	コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
さ	サイバーインシデント	<p>次のものをいいます。</p> <p>① サイバー攻撃により生じた事象</p> <p>② サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象</p> <p>ア. ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出</p> <p>イ. コンピュータシステムへのアクセスの制限</p> <p>ウ. 上記ア. およびイ. 以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合</p>

	サイバー攻撃	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>
し	初年度契約	生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。
せ	製造機械等	他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
	製造品・加工品	製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。
り	臨床試験	医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

第1章 施設・業務危険条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社が、この条項により保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害をいいます。

- ① 被保険者による保険証券記載の不動産または動産（昇降機を含みます。以下「施設」といいます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- ② 被保険者による保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 - （ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - （イ）出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - エ. 施設外における船舶または車両（注1）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または

車両とみなします。

- ② 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ③ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ④ じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑤ 騒音に起因する損害賠償責任
- ⑥ 塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます。）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（注3）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。

（注1）船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

（注2）仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

（注3）塗装には、吹付けを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（注1）に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具（注2）の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

（注1）LPガス販売業務の遂行には、LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

（注2）器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

（1）当社は、石油物質が施設から公共水域（注）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任

（2）当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域（注）の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず保険金を支払いません。

（3）本条（1）および（2）に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② 上記①の石油類より誘導される化成品類
- ③ 上記①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ

（注）公共水域とは、海、河川、湖沼および運河をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用

人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ 上記①または②に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第6条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する偶然な事由について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（注）、その収容物または土地の損壊
- ③ 地下水の増減

（注）構築物には、基礎および付属物を含みます。

第7条（管理財物の範囲）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③に規定する被保険者の管理する財物とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が第三者から借用中の財物（注1）
- ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（注2）
- ③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（注3）を目的として、被保険者が受託している財物
- ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物
- ⑤ 上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（注4）

（注1）借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。

（注2）被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。

（注3）加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

（注4）現実に被保険者の管理下にある財物には、被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。

第8条（普通保険約款の適用除外）

（1）普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

(2) この条項においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書の規定は適用しません。

第2章 生産物危険条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社が、この条項により保険金を支払う普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかに該当する損害をいいます。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた事故による損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（注1）（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して、仕事の終了（注2）または放棄の後、生じた事故による損害

（注1）仕事には、この条項においては、設計のみを行う業務を含みません。

（注2）仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条（「1回の事故」の定義）

- (1) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(2) および(3) にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害の発生を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生時とみなします。
- (3) 本条(1)、第3条（保険期間開始前に発生した事故等）(1)、第5条（保険金を支払わない場合—その2）および第10条（事故の発生の防止義務）にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第3条（保険期間開始前に発生した事故等）

- (1) 当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に生じた事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
 - ① この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ② この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
- (3) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）ときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、原因または事由が生じていることを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこ

の保険契約の保険金として支払います。

(注) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次の財物の損壊（注1）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊（注1）に対する損害賠償責任を含みます。

ア. 生産物

イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（注2）

② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

(注1) 損壊に起因する使用不能または修補を含みます。

(注2) 作業が加えられた財物には、作業が加えられるべきであった場合を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（注1）の回収措置に要する費用（注2）およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 生産物または仕事の目的物には、生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注2) 回収措置に要する費用は、被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物とその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 医薬品等

② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条（定義）に規定する農薬

③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する食品

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。

- ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ④ 上記①から③までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第8条（保険金を支払わない場合—その5）

- (1) 本条（2）および（3）の規定は、生産物が医薬品等（注1）を含む場合、または仕事が、医薬品等（注1）の製造もしくは販売（注2）または臨床試験を含む場合に適用されます。
 - (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等（注1）または仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 医薬品等（注1）のうち、臨床試験に供される物
 - ② 臨床試験
 - ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等（注1）
 - ④ DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）
 - ⑤ トリアソラム
 - ⑥ Lトリプトファン
 - (3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害（注3）
 - ② クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害
 - ③ アミノグリコシド系製剤によるとする聴力障害
 - ④ 筋肉注射によるとする筋拘縮症
 - ⑤ キノホルムによるとするスモン
 - ⑥ 血糖降下剤によるとする低血糖障害
 - ⑦ 体内移植用シリコーンによるとする身体の障害
 - ⑧ 妊娠の異常、卵子の異常もしくは損傷、胎児の身体の障害、異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
- (注1) 医薬品等には、「用語の説明」に規定する医薬品等のほか、本条（2）のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。
- (注2) 販売には、小分けを含みます。
- (注3) ヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害には、ヒト免疫不全ウイルスに感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。

第9条（保険金を支払わない場合—その6）

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (2) 本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具（注）の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。
- (注) 器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第10条（事故の発生の防止義務）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生しまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が正当な理由なく本条（1）の回収措置を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この条項においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書の規定は適用しません。ただし、次のいずれかに該当する損害賠償責任を除きます。

- ① 完成品の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 生産物が製造機械等またはその部品である場合において、製造品・加工品の損壊に起因する損害賠償責任

第3章 基本条項

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、当社が保険金を支払う損害は、その損害が偶然に生じた場合に限りです。

第2条（保険金を支払わない場合－アスベスト損害）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ② 石綿等への曝露による疾病
- ③ 石綿等の飛散または拡散

第3条（短期料率表）

普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間が1年を超える場合は、普通保険約款別表「短期料率表」をこの特別約款の別表に掲げる短期料率表に読み替えて適用します。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反し

ない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表

保険期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か 月 まで	11か 月 まで	12か 月 まで
年間保 険料に 対する 割合	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険期間	13か月 まで	14か月 まで	15か月 まで	16か月 まで	17か月 まで	18か月 まで	19か月 まで	20か月 まで	21か月 まで	22か月 まで	23か月 まで	24か月 まで
年間保 険料に 対する 割合	108%	116%	125%	133%	141%	150%	158%	166%	175%	183%	192%	200%

保険期間	25か月 まで	26か月 まで	27か月 まで	28か月 まで	29か月 まで	30か月 まで	31か月 まで	32か月 まで	33か月 まで	34か月 まで	35か月 まで	36か月 まで
年間保 険料に 対する 割合	208%	216%	225%	233%	241%	250%	258%	266%	275%	283%	292%	300%

保険期間	37か月 まで	38か月 まで	39か月 まで	40か月 まで	41か月 まで	42か月 まで	43か月 まで	44か月 まで	45か月 まで	46か月 まで	47か月 まで	48か月 まで
年間保 険料に 対する 割合	308%	316%	325%	333%	341%	350%	358%	366%	375%	383%	392%	400%

保険期間	49か月 まで	50か月 まで	51か月 まで	52か月 まで	53か月 まで	54か月 まで	55か月 まで	56か月 まで	57か月 まで	58か月 まで	59か月 まで	60か月 まで
年間保 険料に 対する 割合	408%	416%	425%	433%	441%	450%	458%	466%	475%	483%	492%	500%

企業総合賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	医師	被害者以外の医師をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（注）を除きます。 （注）医学的他覚所見のないものとは、被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	広告宣伝活動による権利侵害	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ② 著作権、表題または標語の侵害
	国外一時業務	被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務をいい、工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務を除きます。
	国外一時持出生産物	被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時的に日本国外に持ち出された生産物をいいます。
	国外流出生産物	被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、国外一時持出生産物を除きます。
さ	財物の使用不能	財産的価値を有する有体物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいい、それにより収益が減少することを含みます。
	作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

し	事故原因生産物	事故の原因となった企業包括特別約款生産物危険条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）①ア、またはイ、に規定する財物をいいます。
	従業員所有自動車	<p>対象従業員が所有（注1）または常時使用する自動車（注2）であって、対象従業員が自ら運転者として運転中（注3）のものをいいます。ただし、記名被保険者が所有（注1）または借用（注4）する自動車（注2）を除きます。</p> <p>（注1）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。</p> <p>（注2）自動車には、原動機付自転車を含みます。</p> <p>（注3）運転中には、駐車または停車中を含みません。</p> <p>（注4）借用は、有償であると無償であることを問いません。</p>
	重度後遺障害	後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。
	初期対応費用	<p>被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 事故現場の保存に要する費用</p> <p>② 事故現場の取片付けに要する費用</p> <p>③ 事故状況または原因を調査するために要した費用</p> <p>④ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>⑤ 通信費</p> <p>⑥ 企業包括特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合に、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限ります。</p>

そ	訴訟対応費用	<p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限ります。</p>
た	対象従業員	<p>記名被保険者の使用人をいい、役員（注）を含みません。記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。</p> <p>（注）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>
ち	治療	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。</p>
	治療費等	<p>原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した次のいずれかに該当する費用をいい、通常要する費用に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）④に規定する費用を含みません。</p> <p>① 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用</p> <p>② 被害者が重度後遺障害を被った場合（注）において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用</p> <p>③ 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>④ 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p>（注）重度後遺障害を被った場合には、被るおそれのある場合を含みます。</p>

つ	通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療（注）による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p> <p>（注）オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療科の算定対象となる診療行為をいいます。</p>
に	入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
ひ	被害者	<p>賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。</p>
ふ	不当行為	<p>次のいずれかに該当する不当な行為をいいます。</p> <p>① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>
	ブランドイメージ回復費用	<p>記名被保険者のブランドイメージの回復または失墜防止に必要なかつ有益な措置を講じるために、被保険者が当社の承認を得て支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、初期対応費用および事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を含みません。</p> <p>① 事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（顧客または取引先を訪問するための交通費および宿泊費を含みます。以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の表明、宣伝または広告の費用に限るものとします。</p> <p>② 被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。</p>
ほ	補償管理財物	<p>企業包括特別約款施設・業務危険条項第7条（管理財物の範囲）⑤に規定する財物をいいます。</p>

ら	来訪者財物	<p>来訪者の財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物を含みません。</p> <p>① 修理、点検または加工（注1）を目的とするもの</p> <p>② 自動車または原動機付自転車</p> <p>③ 上記②に定着（注2）または装備（注3）されている物</p> <p>④ 上記②の積載物（注4）。ただし、ゴルフ場で使用する乗用カートの積載物（注4）を除きます。</p> <p>⑤ 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物</p> <p>（注1）修理、点検または加工には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。</p> <p>（注2）定着とは、ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。</p> <p>（注3）装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。</p> <p>（注4）積載物には、積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。</p>
---	-------	--

第1章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に付帯される他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に従い、保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款等に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2条（保険の対象）

- (1) この保険契約において、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）①の施設は、記名被保険者が特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する仕事の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設とします。
- (2) この保険契約において、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②の仕事は、記名被保険者が遂行するすべての仕事とします。
- (3) この保険契約において、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）①の生産物は、記名被保険者が製造、販売または提供し、記名被保険者の占有を離れたすべての財物とします。
- (4) この保険契約において、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）②の仕事は、記名被保険者が遂行するすべての仕事とします。ただし、設計のみを行う業務を除きます。

第2章 構内専用車等危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ.の規定にかかわらず、作業場内および施設内における自動車（注1）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①エ.の規定にかかわらず、作業場内における車両（注2）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (3) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ. およびエ.の規定にかかわらず、自動車（注1）もしくは車両（注2）の所有、使用または管理に伴う貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が自動車（注1）または車両（注2）を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条（保険金を支払う場合）（3）に規定する損害を除きます。

- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

第3条（自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合において、その自動車（注1）または車両（注2）について自動車損害賠償責任保険（注3）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（注4）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注3）契約および自動車保険（注4）契約により支払われるべき保険金（注5）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注3）契約および自動車保険（注4）契約により支払われるべき保険金（注5）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。
- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。
- (注3) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
- (注4) 自動車保険には、自動車共済を含みます。
- (注5) 保険金には、共済金を含みます。

第3章 従業員所有自動車危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ、の規定にかかわらず、対象従業員が記名被保険者の業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する損害に対して構内専用車等危険補償条項の規定に従い保険金が支払われる場合は、当社は、構内専用車等危険補償条項の規定を優先して適用します。

第2条（被保険者）

この補償条項において被保険者とは、基本条項第1条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、記名被保険者のみをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車（注1）の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車（注1）を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 対象従業員が、従業員所有自動車について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員所有自動車を使用または管理したことに起因する損害賠償責任。ただし、対象従業員が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、対象従業員がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ③ 従業員所有自動車を競技（注2）もしくは曲技（注3）のために使用したこと、または従業員所有自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注4）したことに起因する損害賠償責任
- ④ 次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ア. 従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）
 - イ. 従業員所有自動車を使用または管理する対象従業員の父母または子。ただし、従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）と同居している場合に限りです。
- ⑤ 次のいずれかに該当する者に対する損害賠償責任
 - ア. 従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）
 - イ. 従業員所有自動車を使用または管理する対象従業員の父母または子。ただし、従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）と同居している場合に限りです。

（注1）自動車には、原動機付自転車を含みます。

（注2）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。

（注3）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。

（注4）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救

急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注5) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（自動車保険等との関係）

(1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害が発生した場合において、従業員所有自動車について自動車損害賠償責任保険（注1）の契約または自動車保険（注2）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(2) 本条（1）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

(注1) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自動車保険には、自動車共済を含みます。

(注3) 保険金には、共済金を含みます。

第5条（代位）

記名被保険者がその対象従業員に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当社に対して意思表示した場合は、当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定により取得した権利を、これらの者に対しては、行使しません。ただし、対象従業員の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第4章 管理財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「補償管理財物損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取
- ② 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊
- ③ 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫

食い

- ④ 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
 - ⑤ 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊
 - ⑥ 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（注）の拙劣または仕上不良等
- （注）修理、点検もしくは加工には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

第3条（支払限度額）

- （1）当社が、補償管理財物損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額を限度とします。
- （2）本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- （1）当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- （2）本条（1）の免責金額は、補償管理財物損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5章 来訪者財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する施設内で保管する（注）来訪者財物の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

（注）施設内で保管する場合のほか、一時的に施設外で管理する場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
 - ③ 来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害
 - ④ 来訪者財物に対する修理、点検または加工等（注）に起因して、来訪者財物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害
- （注）修理、点検または加工等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、この補償条項により普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までについて支払うべき保険金の額は、同条(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、来訪者1名、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)①から④までの合算額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この補償条項においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害に対しては、特別約款基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）(1)の規定を適用しません。

- (注) 破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款生産物危険条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定にかかわらず、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物以外の他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合に限り、適用されます。

第2条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条(1)の免責金額は、生産物自体の損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第7章 国外一時業務危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する損害のうち、国外一時業務に起因する損害については、保険証券記載の適用地域にかかわらず、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）に規定する証券適用地域を「全世界」とします。

第8章 国外一時持出・流出生産物危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、国外一時持出生産物に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、国外流出生産物に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物
- ③ 被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物（注）
- ④ 次のいずれかに該当する生産物
 - ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分
 - イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類
 - ウ. たばこ

(注) 生産物が原材料、部品などに使用される場合を含みます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条（普通保険約款の適用除外）

当社は、この補償条項の対象となる損害については、保険証券記載の適用地域にかかわらず、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）に規定する証券適用地域を「全世界」とします。

第9章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

（注）犯罪行為には、過失犯を含みません。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第10章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任
- ② 商標、商号、営業上の表示等の侵害（注）によって生じた損害賠償責任
- ③ 宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任
- ④ 被保険者の業務が広告、放送または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任

（注）営業上の表示等の侵害には、表題または標語の侵害を含みません。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第 1 1 章 使用不能損害拡張補償条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りま

- ① 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ② 特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、事故原因生産物の損壊のみが発生し、特別約款生産物危険条項第 1 条に規定する生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

当社は、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する財物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が使用または管理する他人の財物。ただし、特別約款施設・業務危険条項第 7 条（管理財物の範囲）⑤に該当する財物を除きます。
- ② 特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕事の目的物

第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第 3 条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1 回の事故および保険期間中につき別表 2 に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条 (1) に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第 5 条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1 回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条 (1) の免責金額は、純粋使用不能損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1 回の事故につき 1 回のみ適用するものとします。

第 6 条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約

に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損壊」とあるのは、「使用不能」と読み替えて適用します。

第12章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、初期対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき初期対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\text{初期対応費用保険金の額} = \text{初期対応費用の額}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（初期対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する初期対応費用保険金の請求権は、被保険者が初期対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が初期対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 初期対応費用の請求書または見積書等、初期対応費用の発生を証明する書類
- ② 初期対応費用に関する領収書等、初期対応費用の支払を証明する書類

- (3) 初期対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「初期対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約初期対応費用補償条項第3条（初期対応費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第13章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき損害に、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥に規定する争訟費

用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき訴訟対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\text{訴訟対応費用保険金の額} = \text{訴訟対応費用の額}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（訴訟対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する訴訟対応費用保険金の請求権は、被保険者が訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が訴訟対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 訴訟対応費用の請求書または見積書等、訴訟対応費用の発生を証明する書類
- ② 訴訟対応費用に関する領収書等、訴訟対応費用の支払を証明する書類

- (3) 訴訟対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約訴訟対応費用補償条項第3条（訴訟対応費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第14章 ブランドイメージ回復費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生し、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に従い保険金を支払う場合において、被保険者がブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、ブランドイメージ回復費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社が「用語の説明」に定めるブランドイメージ回復費用のうち②の費用に対して保険金を支払うのは、身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{ブランドイメージ回復費用保険金の額}} = \boxed{\text{ブランドイメージ回復費用の額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（ブランドイメージ回復費用保険金の請求）

- (1) 当社に対するブランドイメージ回復費用保険金の請求権は、被保険者がブランドイメージ回復費用を負担した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 被保険者がブランドイメージ回復費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① ブランドイメージ回復費用の請求書または見積書等、ブランドイメージ回復費用の発生を証明する書類
- ② ブランドイメージ回復費用に関する領収書等、ブランドイメージ回復費用の支払を証明する書類

- (3) ブランドイメージ回復費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「ブランドイメージ回復費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約ブランドイメージ回復費用補償条項第3条（ブランドイメージ回復費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第15章 被害者治療費等補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り(注)、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、治療費等保険金を支払います。

- (注) 重度後遺障害を被った場合には、重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者（注）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 治療費等を受け取るべき者（注）の同居の親族または別居の未婚の子の行為
 - ④ 被害者の心神喪失
 - ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- （注）治療費等を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この補償条項により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）

①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払保険金）

- （1）当社がこの補償条項により支払うべき治療費等保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表3に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{治療費等保険金の額}} = \boxed{\text{治療費等の額}}$$

- （2）当社がこの補償条項により支払うべき治療費等保険金の額は、1回の事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。
- （3）本条（1）および（2）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（治療費等保険金の請求）

- （1）当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 治療費等の請求書または見積書等、治療費等の発生を証明する書類
- ② 医師の診断書
- ③ 被害者またはその法定相続人の受領証等、治療費等の支払を証明する書類

- （3）治療費等保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（普通保険約款等の読み替え）

- （1）この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律

上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「治療費等」と読み替えて適用します。

- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中、「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは、「第26条（保険金の請求）（3）および企業総合賠償特約被害者治療費等補償条項第5条（治療費等保険金の請求）（2）」と読み替えて適用します。

第16章 基本条項

第1条（被保険者の範囲）

- (1) この保険契約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、次の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に定める損害については、本条（1）に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。ただし、次の①から③までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者のすべての下請負人
 - ② 上記①の者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 上記①の者の使用人
 - ④ この保険契約において対象とする仕事の発注者（注1）
- (3) 特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）①に定める損害については、本条（1）に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者のすべての下請製造業者（注2）。ただし、記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
 - ② 記名被保険者の生産物について、販売業務を遂行する者（以下「販売業者」といいます。）。ただし、記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- (4) 特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に定める損害については、本条（1）に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者のすべての下請負人
 - ② 上記①の者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 上記①の者の使用人
- (5) 当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、それぞれの被保険者に対して別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。

(注1) 発注者とは、建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

(注2) 下請製造業者とは、記名被保険者に対して原料、材料、容器等を納入した者のことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因して、販売業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物に物理的変化または化学的変化を加えること。
- ② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおりにより再梱包した場合を除きます。
- ③ 設置、点検または修理業務
- ④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え
- ⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（注）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する損害賠償責任のほか、工事に従事中の被保険者の使用人の身体の障害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

(注) 業務とは、下請業務を含みます。

第4条（総支払限度額）

当社がこの保険契約により、普通保険約款、特別約款、この特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額を限度とします。

第5条（先行契約に関する遡及危険損害の特則）

(1) 本条は、この保険契約に損害賠償請求ベースの先行契約が存在する場合に適用されます。

(2) 当社は、先行契約期間中に発生した遡及危険事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、損害賠償請求がなされた時にその事故が発生したものとみなして、この保険契約に従い、保険金を支払います。ただし、先行契約において保険金が支払われるべき場合を除きます。

(3) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

(4) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① 事故発生時契約	この保険契約の先行契約であり、事故の発生した日を保険期間に含む保険契約をいいます。

② 先行契約	補償の範囲が重なる当社との保険契約（注1）の保険期間の開始日を保険期間の終了日（注2）とし、記名被保険者を同一とする当社との保険契約（注1）をいいます。
③ 先行契約期間	この保険契約の先行契約の保険期間をいいます。
④ 遡及危険事故	この保険契約と事故発生時契約との間で補償の範囲が重なる危険に関して発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 他人の身体の障害 イ. 他人の財物の損壊
⑤ 損害賠償請求ベース	保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う契約方式をいいます。

(5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注3）場合において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(注1) 当社との保険契約には、当社が非幹事保険会社である共同保険契約を含みます。

(注2) 保険期間の終了日とは、終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

(注3) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険料算出の基礎）

(1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）（4）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「売上高」は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、記名被保険者が販売したすべての商品および提供したすべてのサービスの対価の総額をいいます。

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険契約締結時に本条（1）に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を「売上高」とします。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。

第7条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）および（3）、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定を適用しません。

第8条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方

法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
<p>① 普通保険約款第7条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合</p>	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。</p>
<p>② 普通保険約款第8条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{12}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>
<p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{12}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算

出した額とします。

(注2) 未経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第9条（保険料の返還—無効または失効の場合）

当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12} \right]$

(注) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（保険料の返還—解約または解除の場合）

当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款第7条（告知義務）（2）、同第8条（通知義務）（2）、同第14条（当社による保険契約の解除）、同第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12} \right]$

<p>② 普通保険約款第13条 （保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア. $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right]$</p> <p>イ. $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>
---	--

(注) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	<ul style="list-style-type: none"> ① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの

第3級	<p>① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>② 咀嚼または言語の機能を廃したもの</p> <p>③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）</p>
-----	--

別表2 支払限度額

補償条項	支払限度額
来訪者財物損壊補償条項	来訪者1名につき10万円、1回の事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
生産物自体の損害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
国外一時持出・流出生産物危険補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
人格権侵害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
広告宣伝活動による権利侵害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
使用不能損害拡張補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
初期対応費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
訴訟対応費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
ブランドイメージ回復費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表3 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名について）

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円

被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が通院した場合	3万円

別表4 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故および保険期間中について）

1事故・保険期間中支払限度額	1,000万円
----------------	---------

企業総合賠償特約（建設業用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
い	医師	被害者以外の医師をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（注）を除きます。 （注）医学的他覚所見のないものとは、被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	広告宣伝活動による権利侵害	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害 ② 著作権、表題または標語の侵害
	国外一時業務	被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務をいい、工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務を除きます。
	国外一時持出生産物	被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時的に日本国外に持ち出された生産物をいいます。
	国外流出生産物	被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、国外一時持出生産物を除きます。
さ	財物の使用不能	財産的価値を有する有体物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいい、それにより収益が減少することを含みます。
	作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

し	事故原因生産物	事故の原因となった企業包括特別約款生産物危険条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）①ア、またはイ、に規定する財物をいいます。
	従業員所有自動車	<p>対象従業員が所有（注1）または常時使用する自動車（注2）であって、対象従業員が自ら運転者として運転中（注3）のものをいいます。ただし、記名被保険者が所有（注1）または借用（注4）する自動車（注2）を除きます。</p> <p>（注1）所有には、所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。</p> <p>（注2）自動車には、原動機付自転車を含みます。</p> <p>（注3）運転中には、駐車または停車中を含みません。</p> <p>（注4）借用は、有償であると無償であることを問いません。</p>
	重度後遺障害	後遺障害のうち、別表1に記載するものをいいます。
	初期対応費用	<p>被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 事故現場の保存に要する費用</p> <p>② 事故現場の取片付けに要する費用</p> <p>③ 事故状況または原因を調査するために要した費用</p> <p>④ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</p> <p>⑤ 通信費</p> <p>⑥ 企業包括特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合に、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限ります。</p>

<p>そ</p>	<p>訴訟対応費用</p>	<p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めれた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限ります。</p>
<p>た</p>	<p>対象従業員</p>	<p>記名被保険者の使用人をいい、役員（注）を含みません。記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。</p> <p>（注）役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p>
<p>ち</p>	<p>治療</p> <p>治療費等</p>	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。</p> <p>原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した次のいずれかに該当する費用をいい、通常要する費用に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）④に規定する費用を含みません。</p> <p>① 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用</p> <p>② 被害者が重度後遺障害を被った場合（注）において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用</p> <p>③ 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>④ 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</p> <p>（注）重度後遺障害を被った場合には、被るおそれのある場合を含みます。</p>

つ	通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療（注）による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p> <p>（注）オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療科の算定対象となる診療行為をいいます。</p>
に	入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
ひ	被害者	<p>賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。</p>
ふ	不当行為	<p>次のいずれかに該当する不当な行為をいいます。</p> <p>① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損</p> <p>② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>
	ブランドイメージ回復費用	<p>記名被保険者のブランドイメージの回復または失墜防止に必要なかつ有益な措置を講じるために、被保険者が当社の承認を得て支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、初期対応費用および事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を含みません。</p> <p>① 事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（顧客または取引先を訪問するための交通費および宿泊費を含みます。以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の表明、宣伝または広告の費用に限るものとします。</p> <p>② 被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12ヶ月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。</p>
ほ	補償管理財物	<p>企業包括特別約款施設・業務危険条項第7条（管理財物の範囲）⑤に規定する財物をいいます。</p>

ら	来訪者財物	<p>来訪者の財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物を含みません。</p> <p>① 修理、点検または加工（注1）を目的とするもの</p> <p>② 自動車または原動機付自転車</p> <p>③ 上記②に定着（注2）または装備（注3）されている物</p> <p>④ 上記②の積載物（注4）。ただし、ゴルフ場で使用する乗用カートの積載物（注4）を除きます。</p> <p>⑤ 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物</p> <p>（注1）修理、点検または加工には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。</p> <p>（注2）定着とは、ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。</p> <p>（注3）装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。</p> <p>（注4）積載物には、積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。</p>
---	-------	--

第1章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に付帯される他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に従い、保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款等に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2条（保険の対象）

- (1) この保険契約において、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）①の施設は、記名被保険者が特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する仕事の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設とします。
- (2) この保険契約において、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②の仕事は、記名被保険者が遂行するすべての仕事とします。
- (3) この保険契約において、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）①の生産物は、記名被保険者が製造、販売または提供し、記名被保険者の占有を離れたすべての財物とします。
- (4) この保険契約において、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）②の仕事は、記名被保険者が遂行するすべての仕事とします。ただし、設計のみを行う業務を除きます。

第2章 構内専用車等危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ.の規定にかかわらず、作業場内および施設内における自動車（注1）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①エ.の規定にかかわらず、作業場内における車両（注2）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (3) この保険契約においては、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ. およびエ.の規定にかかわらず、自動車（注1）もしくは車両（注2）の所有、使用または管理に伴う貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が自動車（注1）または車両（注2）を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条（保険金を支払う場合）（3）に規定する損害を除きます。

- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。

第3条（自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合において、その自動車（注1）または車両（注2）について自動車損害賠償責任保険（注3）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（注4）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注3）契約および自動車保険（注4）契約により支払われるべき保険金（注5）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注3）契約および自動車保険（注4）契約により支払われるべき保険金（注5）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。
- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (注2) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。
- (注3) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
- (注4) 自動車保険には、自動車共済を含みます。
- (注5) 保険金には、共済金を含みます。

第3章 従業員所有自動車危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①ウ、の規定にかかわらず、対象従業員が記名被保険者の業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）に規定する損害に対して構内専用車等危険補償条項の規定に従い保険金が支払われる場合は、当社は、構内専用車等危険補償条項の規定を優先して適用します。

第2条（被保険者）

この補償条項において被保険者とは、基本条項第1条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、記名被保険者のみをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自動車（注1）の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車（注1）を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 対象従業員が、従業員所有自動車について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員所有自動車を使用または管理したことに起因する損害賠償責任。ただし、対象従業員が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、対象従業員がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ③ 従業員所有自動車を競技（注2）もしくは曲技（注3）のために使用したこと、または従業員所有自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注4）したことに起因する損害賠償責任
- ④ 次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ア. 従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）
 - イ. 従業員所有自動車を使用または管理する対象従業員の父母または子。ただし、従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）と同居している場合に限りです。
- ⑤ 次のいずれかに該当する者に対する損害賠償責任
 - ア. 従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）
 - イ. 従業員所有自動車を使用または管理する対象従業員の父母または子。ただし、従業員所有自動車を使用もしくは管理する対象従業員またはその配偶者（注5）と同居している場合に限りです。

（注1）自動車には、原動機付自転車を含みます。

（注2）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。

（注3）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。

（注4）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救

急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注5) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（自動車保険等との関係）

(1) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害が発生した場合において、従業員所有自動車について自動車損害賠償責任保険（注1）の契約または自動車保険（注2）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(2) 本条（1）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

(注1) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注2) 自動車保険には、自動車共済を含みます。

(注3) 保険金には、共済金を含みます。

第5条（代位）

記名被保険者がその対象従業員に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当社に対して意思表示した場合は、当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定により取得した権利を、これらの者に対しては、行使しません。ただし、対象従業員の故意によって損害が生じた場合を除きます。

第4章 管理財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「補償管理財物損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取
- ② 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊
- ③ 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫

食い

- ④ 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
 - ⑤ 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊
 - ⑥ 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（注）の拙劣または仕上不良等
- （注）修理、点検もしくは加工には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

第3条（支払限度額）

- （1）当社が、補償管理財物損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額を限度とします。
- （2）本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- （1）当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- （2）本条（1）の免責金額は、補償管理財物損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5章 来訪者財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する施設内で保管する（注）来訪者財物の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

（注）施設内で保管する場合のほか、一時的に施設外で管理する場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ② 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
 - ③ 来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害
 - ④ 来訪者財物に対する修理、点検または加工等（注）に起因して、来訪者財物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害
- （注）修理、点検または加工等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

第3条（支払保険金）

- (1) 当社が、この補償条項により普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までについて支払うべき保険金の額は、同条(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、来訪者1名、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条(1)①から④までの合算額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この補償条項においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害に対しては、特別約款基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）(1)の規定を適用しません。

- (注) 破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6章 生産物自体の損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款生産物危険条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定にかかわらず、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物以外の他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「生産物自体の損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生した場合に限り、適用されます。

第2条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条(1)の免責金額は、生産物自体の損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第7章 国外一時業務危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する損害のうち、国外一時業務に起因する損害については、保険証券記載の適用地域にかかわらず、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）に規定する証券適用地域を「全世界」とします。

第8章 国外一時持出・流出生産物危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、国外一時持出生産物に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、国外流出生産物に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物
- ③ 被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物（注）
- ④ 次のいずれかに該当する生産物
 - ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分
 - イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類
 - ウ. たばこ

(注) 生産物が原材料、部品などに使用される場合を含みます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条（普通保険約款の適用除外）

当社は、この補償条項の対象となる損害については、保険証券記載の適用地域にかかわらず、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）に規定する証券適用地域を「全世界」とします。

第9章 人格権侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

（注）犯罪行為には、過失犯を含みません。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第10章 広告宣伝活動による権利侵害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任
- ② 商標、商号、営業上の表示等の侵害（注）によって生じた損害賠償責任
- ③ 宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任
- ④ 被保険者の業務が広告、放送または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任

（注）営業上の表示等の侵害には、表題または標語の侵害を含みません。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第 1 1 章 使用不能損害拡張補償条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、特別約款施設・業務危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合に限りま

- ① 財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合
- ② 特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、事故原因生産物の損壊のみが発生し、特別約款生産物危険条項第 1 条に規定する生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

当社は、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する財物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が使用または管理する他人の財物。ただし、特別約款施設・業務危険条項第 7 条（管理財物の範囲）⑤に該当する財物を除きます。
- ② 特別約款生産物危険条項第 1 条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕事の目的物

第 3 条（保険金を支払わない場合—その 2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

第 4 条（支払限度額）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第 3 条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1 回の事故および保険期間中につき別表 2 に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条 (1) に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第 5 条（免責金額）

- (1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1 回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条 (1) の免責金額は、純粋使用不能損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1 回の事故につき 1 回のみ適用するものとします。

第 6 条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約

に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損壊」とあるのは、「使用不能」と読み替えて適用します。

第12章 初期対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、初期対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき初期対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{初期対応費用保険金の額}} = \boxed{\text{初期対応費用の額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（初期対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する初期対応費用保険金の請求権は、被保険者が初期対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が初期対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 初期対応費用の請求書または見積書等、初期対応費用の発生を証明する書類
- ② 初期対応費用に関する領収書等、初期対応費用の支払を証明する書類

- (3) 初期対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「初期対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約（建設業用）初期対応費用補償条項第3条（初期対応費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第13章 訴訟対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約において当社が保険金を支払うべき損害に、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)⑥に規定する争訟費

用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべき訴訟対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\text{訴訟対応費用保険金の額} = \text{訴訟対応費用の額}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（訴訟対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する訴訟対応費用保険金の請求権は、被保険者が訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が訴訟対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 訴訟対応費用の請求書または見積書等、訴訟対応費用の発生を証明する書類
- ② 訴訟対応費用に関する領収書等、訴訟対応費用の支払を証明する書類

- (3) 訴訟対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約（建設業用）訴訟対応費用補償条項第3条（訴訟対応費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第14章 ブランドイメージ回復費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が発生し、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に従い保険金を支払う場合において、被保険者がブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、ブランドイメージ回復費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当社が「用語の説明」に定めるブランドイメージ回復費用のうち②の費用に対して保険金を支払うのは、身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。

第2条（支払保険金）

- (1) 当社がこの補償条項により支払うべきブランドイメージ回復費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{ブランドイメージ回復費用保険金の額}} = \boxed{\text{ブランドイメージ回復費用の額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（ブランドイメージ回復費用保険金の請求）

- (1) 当社に対するブランドイメージ回復費用保険金の請求権は、被保険者がブランドイメージ回復費用を負担した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 被保険者がブランドイメージ回復費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① ブランドイメージ回復費用の請求書または見積書等、ブランドイメージ回復費用の発生を証明する書類
- ② ブランドイメージ回復費用に関する領収書等、ブランドイメージ回復費用の支払を証明する書類

- (3) ブランドイメージ回復費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「ブランドイメージ回復費用」と読み替えて適用します。
- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および企業総合賠償特約（建設業用）ブランドイメージ回復費用補償条項第3条（ブランドイメージ回復費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第15章 被害者治療費等補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）および特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り（注）、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、治療費等保険金を支払います。

- (注) 重度後遺障害を被った場合には、重度後遺障害を被るおそれのある場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等に対しては、治療費等保険金を支払いません。

- ① 治療費等を受け取るべき者（注）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 治療費等を受け取るべき者（注）の同居の親族または別居の未婚の子の行為
 - ④ 被害者の心神喪失
 - ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- （注）治療費等を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この補償条項により治療費等保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた治療費等保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）

①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払保険金）

- （1）当社がこの補償条項により支払うべき治療費等保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表3に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{治療費等保険金の額}} = \boxed{\text{治療費等の額}}$$

- （2）当社がこの補償条項により支払うべき治療費等保険金の額は、1回の事故および保険期間中につき別表4に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた治療費等保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた治療費等保険金の額から除くものとします。
- （3）本条（1）および（2）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（治療費等保険金の請求）

- （1）当社に対する治療費等保険金の請求権は、被保険者が治療費等を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者が治療費等保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 治療費等の請求書または見積書等、治療費等の発生を証明する書類
- ② 医師の診断書
- ③ 被害者またはその法定相続人の受領証等、治療費等の支払を証明する書類

- （3）治療費等保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（普通保険約款等の読み替え）

- （1）この補償条項については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律

上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「治療費等」と読み替えて適用します。

- (2) この補償条項については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中、「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)および企業総合賠償特約(建設業用)被害者治療費等補償条項第5条(治療費等保険金の請求)(2)」と読み替えて適用します。

第16章 基本条項

第1条 (被保険者の範囲)

- (1) この保険契約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、次の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 特別約款施設・業務危険条項第1条(保険金を支払う場合)②に定める損害については、本条(1)に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。ただし、次の①から③までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者のすべての下請負人
 - ② 上記①の者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 上記①の者の使用人
 - ④ この保険契約において対象とする仕事の発注者(注1)
- (3) 特別約款生産物危険条項第1条(保険金を支払う場合)①に定める損害については、本条(1)に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者のすべての下請製造業者(注2)。ただし、記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
 - ② 記名被保険者の生産物について、販売業務を遂行する者(以下「販売業者」といいます。)。ただし、記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- (4) 特別約款生産物危険条項第1条(保険金を支払う場合)②に定める損害については、本条(1)に定める被保険者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。ただし、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りません。
- ① 記名被保険者のすべての下請負人
 - ② 上記①の者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 上記①の者の使用人
- (5) 当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定は、それぞれの被保険者に対して別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)にいう他人とみなします。

(注1) 発注者とは、建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

(注2) 下請製造業者とは、記名被保険者に対して原料、材料、容器等を納入した者のことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、販売業者が行った次のいずれかに該当する行為に起因して、販売業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物に物理的变化または化学的变化を加えること。
- ② 再包装または再梱包。ただし、検査、実物展示、試験または記名被保険者の指示による部品の交換を唯一の目的として、包装を解き、元のとおりにより再梱包した場合を除きます。
- ③ 設置、点検または修理業務
- ④ 記名被保険者によって生産物が販売された後に行うラベルの張り替え
- ⑤ 記名被保険者によって生産物が販売された後に、他の財物の容器、部品または成分として使用すること。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（注）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する損害賠償責任のほか、工事に従事中の被保険者の使用人の身体の障害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

(注) 業務とは、下請業務を含みます。

第4条（総支払限度額）

当社がこの保険契約により、普通保険約款、特別約款、この特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定に従って支払うべき保険金の総額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額を限度とします。

第5条（先行契約に関する遡及危険損害の特則）

(1) 本条は、この保険契約に損害賠償請求ベースの先行契約が存在する場合に適用されます。

(2) 当社は、先行契約期間中に発生した遡及危険事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、損害賠償請求がなされた時にその事故が発生したものとみなして、この保険契約に従い、保険金を支払います。ただし、先行契約において保険金が支払われるべき場合を除きます。

(3) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

(4) 本条において使用される用語の説明は、それぞれ次表のとおりとします。

用語	説明
① 事故発生時契約	この保険契約の先行契約であり、事故の発生した日を保険期間に含む保険契約をいいます。

② 先行契約	補償の範囲が重なる当社との保険契約（注1）の保険期間の開始日を保険期間の終了日（注2）とし、記名被保険者を同一とする当社との保険契約（注1）をいいます。
③ 先行契約期間	この保険契約の先行契約の保険期間をいいます。
④ 遡及危険事故	この保険契約と事故発生時契約との間で補償の範囲が重なる危険に関して発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 他人の身体の障害 イ. 他人の財物の損壊
⑤ 損害賠償請求ベース	保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う契約方式をいいます。

(5) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注3）場合において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ② この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

(注1) 当社との保険契約には、当社が非幹事保険会社である共同保険契約を含みます。

(注2) 保険期間の終了日とは、終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

(注3) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険料算出の基礎）

(1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）（4）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「完成工事高・売上高」は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、記名被保険者が行ったすべての仕事、販売したすべての商品および提供したすべてのサービスの対価の総額をいいます。

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険契約締結時に本条（1）に規定する「完成工事高・売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間のすべての完成工事高・売上高の総額を「完成工事高・売上高」とします。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

第7条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）および（3）、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定を適用しません。

第8条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間

が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
<p>① 普通保険約款第7条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合</p>	<p>変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。</p>
<p>② 普通保険約款第8条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{12}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>
<p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p>	<p>次のア、またはイ、のとおりとします。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{12}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right]$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$</p>

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保

険約款第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）未経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第9条（保険料の返還—無効または失効の場合）

当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12} \right]$

（注）既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（保険料の返還—解約または解除の場合）

当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 普通保険約款第7条（告知義務）（2）、同第8条（通知義務）（2）、同第14条（当社による保険契約の解除）、同第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12} \right]$

<p>② 普通保険約款第13条 （保険契約者による保険 契約の解約）の規定によ り、保険契約者が保険契約 を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出したア、またはイ、のい ずれか低い額を返還します。</p> <p>ア. 既に払い込ま れた保険料</p> $\times \left[1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right]$ <p>イ. 既に払い 込まれた 保険料 - 保険証券記載 の最低保険料</p>
--	--

(注) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	<ul style="list-style-type: none"> ① 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの

第3級	<p>① 一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>② 咀嚼または言語の機能を廃したものの</p> <p>③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）</p>
-----	---

別表2 支払限度額

補償条項	支払限度額
来訪者財物損壊補償条項	来訪者1名につき10万円、1回の事故につき100万円、保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
生産物自体の損害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
国外一時持出・流出生産物危険補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
人格権侵害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
広告宣伝活動による権利侵害補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
使用不能損害拡張補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
初期対応費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
訴訟対応費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
ブランドイメージ回復費用補償条項	1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの補償条項の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表3 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故につき被害者1名について）

区分	支払限度額
被害者が死亡した場合	50万円

被害者が重度後遺障害を被った場合（被るおそれのある場合を含みます。）	50万円
被害者が入院した場合	10万円
被害者が通院した場合	3万円

別表4 治療費等保険金の支払限度額（1回の事故および保険期間中について）

1事故・保険期間中支払限度額	1,000万円
----------------	---------

受託物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（受託物の範囲）

この特約において規定する受託物とは、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）施設・業務危険条項第7条（管理財物の範囲）①から④までに規定する財物をいいます。ただし、次のいずれかに該当する物を含みません。

- ① 土地およびその定着物（注1）
- ② 動物、植物等の生物
- ③ 船舶（注2）および航空機
- ④ 自動車（注3）の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車（注3）を取り扱う業務として受託した自動車（注3）
- ⑤ 上記③または④に定着（注4）または装備（注5）されている物
- ⑥ 企業総合賠償特約または企業総合賠償特約（建設業用）の「用語の説明」に規定する来訪者財物

（注1）定着物とは、建物、立木等をいいます。

（注2）船舶には、ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。

（注3）自動車には、原動機付自転車を含みます。

（注4）定着とは、ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注5）装備とは、機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害
- ③ 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- ④ 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。

- ⑤ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- ⑥ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（注1）に起因する損害
- ⑦ 通常の作業工程上生じた修理（注2）もしくは加工（注3）の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害
- ⑧ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- ⑨ 冷凍・冷蔵装置（注4）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。

（注1）受託物本来の性質には、自然発火および自然爆発を含みます。

（注2）修理には、点検を含みます。

（注3）加工とは、受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。

（注4）冷凍・冷蔵装置には、これらの付属装置を含みます。

第4条（支払限度額）

（1）当社が、受託物損害に対して支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に定める損害賠償金は、次表に定める額を超えないものとします。

区分	損害賠償金の限度額
① 被害受託物が業務対象物件（注1）の鍵（注2）である場合	次に定める費用の合計額 ア. 紛失したまたは盗取された鍵（注2）で施錠・開錠が可能な業務対象物件（注1）の錠前（注3）の交換費用 イ. 損壊した鍵（注2）の再作成費用 ウ. 損壊した鍵（注2）と同じ扉等を施錠・開錠できる他の鍵（注2）の再作成費用
② 被害受託物が上記①以外である場合	被害受託物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額

（2）当社は、本条（1）①ア. からウ. までに定める費用を除き、いかなる場合も、受託物の使用不能（注4）に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

（3）当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

（4）本条（3）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

（注1）業務対象物件とは、被保険者が仕事の対象として管理する物件をいいます。

（注2）鍵には、IDカードおよび類似のものを含みます。

（注3）錠前には、シリンダーを含みます。

（注4）使用不能には、得べかりし利益の喪失を含みます。

第5条（免責金額）

（1）当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。

（2）本条（1）の免責金額は、受託物損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第6条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、受託物損害については、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定を適用しません。

第7条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた受託物の損壊に起因する損害に対しては、特別約款基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

データ損壊復旧費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
こ	コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
て	データ損壊復旧費用	消失もしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用をいいます。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。
	電子情報	コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う

場合)に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、データ損壊復旧費用保険金を支払います。

第2条 (支払保険金)

- (1) 当社がこの特約により支払うべきデータ損壊復旧費用保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{データ損壊復旧費用保険金の額}} = \boxed{\text{データ損壊復旧費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の特別約款の基本補償の免責金額}}$$

- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。
- (3) 本条(1)の免責金額は、第1条(保険金を支払う場合)の損害のほかに当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第3条 (データ損壊復旧費用保険金の請求)

- (1) 当社に対するデータ損壊復旧費用保険金の請求権は、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がデータ損壊復旧費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① データ損壊復旧費用の請求書または見積書等、データ損壊復旧費用の発生を証明する書類
- ② データ損壊復旧費用に関する領収書等、データ損壊復旧費用の支払を証明する書類

- (3) データ損壊復旧費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条 (普通保険約款等の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「データ損壊復旧費用」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中、「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)およびデータ損壊復旧費用補償特約第3条(データ損壊復旧費用保険金の請求)(2)」と読み替えて適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

工事遅延損害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	違約罰	制裁的な観点から支払われる金銭であって、損害賠償額の予定として認められないものをいいます。
う	請負契約書	対象工事に関する工事名・工事期間・請負金額等を記載し、対象工事の発注者と元請負人との間で双方の権利義務を定めた文書をいいます。ただし、注文・発注に対して承諾を示す文書や、対象工事を発注するときに元請業者に発注内容を伝える文書は含みません。
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、被保険者の下請負人を含みません。
け	原因事故	企業包括特別約款施設・業務危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となった事故をいいます。
た	対象工事	保険証券記載の仕事のうち次のすべてに該当する工事をいいます。ただし、原因事故が発生してから履行期日が短縮された工事、および原因事故の発生の有無を問わず工事請負契約が解除された工事を除きます。 ① 記名被保険者が単独で元請負人となる工事 ② 原因事故が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事 ③ 記名被保険者と発注者の間に請負契約書が存在し、請負契約書の中に遅延規定および履行期日が定められている工事
ち	遅延規定	対象工事が遅延した場合の損害賠償金または違約金をあらかじめ定めた規定をいいます。
り	履行期日	対象工事を完成させて対象工事の目的物を発注者に引き渡すべき期日であって、年月日単位で定められたものをいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に発生した原因事故に起因する対象工事の遅延について、記名被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「工事遅延損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) 本条(1)の規定は、次のすべての条件を満たす場合に限り、適用され
ます。

- ① 対象工事に起因して原因事故が発生し、普通保険約款第3条(損害の
範囲および支払保険金)(1)①に定める損害賠償金が発生すること。
- ② 上記①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算し
て6日以上にわたり遅延すること。

第2条(損害賠償金の範囲)

当社が、工事遅延損害に対して支払うべき普通保険約款第3条(損害の
範囲および支払保険金)(1)①に定める損害賠償金には、違約罰としての
違約金を含みません。

第3条(支払限度額)

- (1) 当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、1回の事故および保険
期間中につき別表に記載する金額を限度とします。
- (2) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された企業包括特別約
款(以下「特別約款」といいます。)の基本補償の支払限度額に含まれるも
のとはします。

第4条(免責金額)

- (1) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、
保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。
- (2) 本条(1)の免責金額は、工事遅延損害のほか、当社が保険金を支払う
べき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適
用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとはします。

第5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

- (1) 保険契約者または被保険者は、原因事故が発生したことを知った場合は、
普通保険約款第23条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)
(1)に規定する事故発生時の義務のほか、発注者に対して履行期日の延
長を要請しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく本条(1)の義務に違反
した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保
険金を支払います。

第6条(普通保険約款の適用除外)

当社は、工事遅延損害については、普通保険約款第2条(保険金を支払わ
ない場合)②の規定を適用しません。

第7条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、
普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定
を準用します。

別表 支払限度額

1 事故支払限度額	1 回の事故につき次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1 事故支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。 ① 対象工事の請負契約書の遅延規定において損害賠償金または違約金（注）として定められている額 ② 1, 000万円 （注）違約金には、違約罰としての違約金を含みません。
保険期間中支払限度額	保険期間中につき1, 000万円とします。

借用イベント施設損壊補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
い	イベント等	研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。
し	借用イベント施設	記名被保険者が保険証券記載の仕事の遂行のために行うイベント等のために日本国内において他人から賃借する建物をいいます。
そ	損壊	この特約においては、滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）

第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、借用イベント施設が不測かつ突発的な事故により損壊したことにより、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「借用施設損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）の保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事
- ② 借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い
- ③ 借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損
- ④ 借用イベント施設の自然の消耗
- ⑤ 借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由
- ⑥ 被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊

第3条（支払保険金）

(1) 当社が、この特約により普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までについて支払うべき保険金の額は、同条（2）の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表1に記載する金額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{普通保険約款第3条（1）①から④までの合算額} - \text{別表2記載の免責金額}$$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、当社は、借用イベント施設が次のいずれかに該当する事故により損壊した場合は、本条（1）の算式中、免責金額をないものとみなして算出します。

- ① 火災
- ② 破裂・爆発（注1）
- ③ 給排水設備（注2）の破損または詰まりにより生じた漏水、放水等による水ぬれ

(3) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

（注1）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注2）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって生じた借用イベント施設の損壊に起因する損害に対しては、特別約款基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

（注）破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表2 免責金額

1回の事故につき10万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

対物超過費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
さ	再調達価額	被害財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	対物事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額をいいます。
た	対物事故	保険期間中に発生した他人の財物の損壊をいいます。ただし、企業包括特別約款またはこの保険契約に付帯される他の特約の規定により保険金が支払われる損害の原因となるものに限りません。
	対物超過費用	被害財物の復旧費が、その財物の時価額を上回ると認められる場合において、対物事故の解決のために被保険者が負担した費用をいいます。ただし、復旧費から時価額を差し引いた額を限度とし、対物事故の被害者を被保険者とする保険契約により被害財物の復旧費が補填されている場合等、その被害者が損害賠償請求を行っていないにもかかわらずなされる給付は、その名目を問わず除きます。
ひ	被害財物	対物事故により損壊した財物をいいます。
ふ	復旧費	対物事故が生じた地および時において、財物を事故発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費をいいます。財物を修理できない場合で再築または再取得するときまたは修理費が再調達価額を超過する場合は、再調達価額とします。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、対物事故について賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金に対して保険金が支払われる場合において、被保険者が対物超過費用を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物超過費用保険金を支払います。ただし、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）またはこの保険契約に付帯される他の特約により保険金が支払われる損害を除きます。

第2条（支払保険金）

(1) 当社がこの特約により支払うべき対物超過費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過費用保険金の額}} = \boxed{\text{対物超過費用の額}}$$

(2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（自動車保険等との関係）

企業総合賠償特約または企業総合賠償特約（建設業用）の構内専用車等危険補償条項第3条（自動車保険等との関係）および従業員所有自動車危険補償条項第4条（自動車保険等との関係）の規定は、この特約について準用します。

第4条（対物超過費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する対物超過費用保険金の請求権は、被保険者が対物超過費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が対物超過費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 対物超過費用に関する示談書または請求書等、対物超過費用の発生を証明する書類
- ② 対物超過費用に関する領収書等、対物超過費用の支払を証明する書類
- (3) 対物超過費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「対物超過費用」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(注1)の規定中、「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは、「第26条（保険金の請求）(3)および対物超過費用補償特約第4条（対物超過費用保険金の請求）(2)」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1回の事故につき50万円、保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

借用不動産損壊補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	工場	機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。
し	事務所	被保険者の役員または従業員による事務（注）の用に供される施設をいいます。 （注）事務とは、計算や書類等、主として机上で行う業務をいいます。

	借用戶室	建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗（注1）として日本国内において他人から借用しているすべての戸室（注2）をいいます。ただし、保険証券記載の仕事の遂行の一環として行うイベント等（注3）のために他人から賃借する建物を除きます。 （注1）社宅、事務所または店舗には、工場および倉庫を含みません。 （注2）戸室内には、戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を含みません。 （注3）イベント等とは、研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。
	借用戶室台帳	借用戶室の用途、所在地およびその他の当社が定める事項を記載した保険契約者または被保険者備付の一覧表をいいます。
	社宅	被保険者の役員もしくは従業員またはそれらの者の家族の居住の用に供される住宅をいいます。
そ	倉庫	物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面であって、物品の保管の用に供されるものをいいます。
	損壊	この特約においては、滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
て	店舗	被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、借用戶室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借用戶室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、借用戶室の賃借人である記名被保険者のみをいい、被保険者の役員および従業員は含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による

事故

- ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 被保険者の心神喪失または指図
 - ⑦ 借戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- (2) 当社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
 - ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注5）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損壊
 - ③ 借戸室の欠陥によって生じた損壊
 - ④ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ⑤ 外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借戸室の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損壊
 - ⑥ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
 - ⑦ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊
 - ⑧ 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注6）であって、借戸室ごとに、その借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊
 - ⑨ 借戸室の使用により不可避免的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊
 - ⑩ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。
 - ⑪ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（注7）またはこれらのものの漏入（注8）によって生じた損壊
- (3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- (4) 当社は、被保険者の使用人が所有する借戸室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済核燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注6) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。
- (注7) 吹込みとは、窓・戸等建物または屋外設備・装置の開口部から入り込むことをいいます。
- (注8) 漏入とは、屋根・壁等建物または屋外設備・装置の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

第4条（支払保険金）

(1) 当社が、この特約により普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までについて支払うべき保険金の額は、同条（2）の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表1に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第3条（1）①から④までの合算額}} - \boxed{\text{別表2記載の免責金額}}$$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、当社は、借用戶室が次のいずれかに該当する事故により損壊した場合は、本条（1）の算式中、免責金額をないものとみなして算出します。

- ① 火災
- ② 破裂・爆発
- ③ 給排水設備（注）の破損または詰まりにより生じた漏水、放水等による水ぬれ

(3) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

（注）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第5条（借用戶室台帳の備付義務）

保険契約者または被保険者は常に借用戶室台帳を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者（注）および同居の親族に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

（注）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害については、特別約款施設・業務危険条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定を適用しません。

第8条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた借用戶室の損壊に起因する損害に対しては、特別約款基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1回の事故につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表2 免責金額

1回の事故につき10万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

サイバーリスク補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為(注)またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 (注) 同一の行為には、複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。
	1回の事故	情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の情報セキュリティ事故をいいます。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。
き	企業情報	特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
く	クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
け	継続契約	この特約においては、プロテクト費用補償保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了日とは、そのプロテクト費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。

	権利保全行使費用	賠償責任保険普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）③に規定する手続に必要かつ有益であると当社が認めた費用をいいます。
こ	広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
	公的調査	公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
	公的調査対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注） ③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 （注）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。
	個人情報	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
	コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

<p>コンピュータシステム等復旧費用</p>	<p>情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（注1）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（注2）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（注3）および撤去費用</p> <p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>（注1）サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。</p> <p>（注2）代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。</p> <p>（注3）仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。</p>
<p>さ</p>	<p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p> <p>サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（注）による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用を含みます。</p> <p>（注）外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。</p>

	再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。
し	事故解決期間	記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、基本条項第4条（情報セキュリティ事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。
	事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（注1）をいいます。ただし、賠償損害補償条項で支払われる費用を除きます。 ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注2） ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 （注1）費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。 （注2）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。
	施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての施設をいいます。
	自動車	自動車または原動機付自転車をいいます。

<p>受託物</p>	<p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 被保険者が第三者から借用中の財物（注1）</p> <p>② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（注2）</p> <p>③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（注3）を目的として、被保険者が受託している財物</p> <p>④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</p> <p>（注1）借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。</p> <p>（注2）被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。</p> <p>（注3）加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。</p>
<p>使用人等</p>	<p>雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいい、従業員、短時間労働者（注1）、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。また、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者（注2）を含みます。</p> <p>（注1）短時間労働者とは、パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。</p> <p>（注2）登録された者には、登録されていた者を含みます。</p>
<p>情報</p>	<p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 個人情報</p> <p>② 企業情報</p> <p>③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報</p>

<p>情報セキュリティ事故</p>	<p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① 賠償損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>② 賠償損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由。ただし、下記③または④に該当する場合を除きます。</p> <p>③ 身体障害・財物損壊補償条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>④ 身体障害・財物損壊補償条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由</p> <p>⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から④までに該当する場合を除きます。</p> <p>⑥ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ。ただし、上記①から⑤までに該当する場合を除きます。</p>
<p>初年度契約</p>	<p>継続契約以外のプロテクト費用補償保険契約をいいます。</p>
<p>人格権侵害</p>	<p>名誉毀損、プライバシーの侵害、差別（注1）、虚偽告訴、侮辱もしくは信用毀損または氏名権（注2）、肖像権（注3）もしくはパブリシティ権（注4）の侵害をいいます。</p> <p>（注1）差別には、不正取引行為を含みません。</p> <p>（注2）氏名権とは、自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>（注3）肖像権とは、自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>（注4）パブリシティ権とは、経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>
<p>そ</p> <p>争訟費用</p>	<p>被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。</p> <p>（注1）争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。</p> <p>（注2）争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。</p>

	訴訟対応費用	<p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認められた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限ります。</p>
	措置	<p>情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。</p>
て	テロ行為等	<p>政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。</p>
	電子情報	<p>コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。</p>
は	犯罪行為	<p>刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。</p>
ひ	被害拡大防止費用	<p>情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用</p> <p>② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（注）の拡大防止に必要かつ有益な費用</p> <p>（注）風評被害は、インターネットによるものに限ります。</p>
ふ	プロテクト費用補償保険契約	<p>プロテクト費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。</p>

ほ	法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（注）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 （注）倍額賠償金には、類似するものを含みます。
	法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
	本人	情報によって識別される特定の者をいいます。
み	見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（注1）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（注2）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 （注1）見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 （注2）見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
や	役員	会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。
ろ	漏えい	次のいずれかに該当する者以外の者に知られた（注1）ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。 ① 本人 ② 保険契約者 ③ 記名被保険者 ④ 上記②および③の者の業務（注2）の全部またはその一部を受託している者 ⑤ 上記①から④までの者の役員および使用人等（注1）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 （注2）業務は、その情報を取り扱う業務に限ります。

第1章 賠償損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定にかかわらず、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故（以下「事故」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ア. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（注2）
 - イ. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（注3）
- ② 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由
 - ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
 - イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
 - ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害
 - エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

（注1）業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。

（注2）所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

（注3）管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注1）、労働争議または騒擾
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性（注2）または放射能汚染（注3）
- ④ 次のいずれかの事由
 - ア. 汚染物質（注4）の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - イ. 汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物（注5）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

（注3）放射能汚染は、形態を問いません。

（注4）汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物

質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為（注1）
- ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為
- ④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
- ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
- ⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
- ⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬

(注1) 犯罪行為には、過失犯を含みません。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害に対する損害賠償請求
- ② 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注）に対する損害賠償請求
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑤ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

(注) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

- ② この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求(注)知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－その5）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。
- ① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
 - ② 国または公共団体の公権力の行使（注1）
 - ③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
 - ② 違約金（注2）
 - ③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
 - ④ 株主代表訴訟
 - ⑤ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
 - ⑥ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注3）
 - ⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

(注1) 国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。

(注2) 違約金は、被保険者が支出したと否とを問いません。

(注3) 費用には、追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません。

第7条（保険金を支払わない場合－その6）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
 - ② 履行不能または履行遅滞（注1）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
 - ③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞（注1）を避けることを目的として行った不完全履行（注2）
 - ④ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
 - ⑤ 人工衛星（注3）の損壊または故障
 - ⑥ 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
ア. 業務の対価（注4）の見積もりまたは返還
イ. 業務の対価の過大請求

- ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
- ⑦ 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑧ 記名被保険者が金融機関（注5）に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
- ア. コンピュータシステムにおける資金（注6）の移動
イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
- ⑨ 暗号資産（注7）の取引
- ⑩ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
- ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者
- (2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。
- ① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注8）の所有、使用または管理
② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- (注1) 履行不能または履行遅滞には、類似のものを含みます。
(注2) 履行不能または履行遅滞（注1）を避けることを目的として行った不完全履行には、履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
(注3) 人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。
(注4) 業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。
(注5) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。
- ① 決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）
② 金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）
③ 信用保証協会
- (注6) 資金には、電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。
(注7) 暗号資産とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。
(注8) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

第8条（損害の範囲および支払保険金）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）にかかわらず、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
- ① 法律上の損害賠償金
② 争訟費用
③ 権利保全行使費用

④ 訴訟対応費用

(2) 普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定にかかわらず、当社は、本条（1）①から④までの合算額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条（1）①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

(3) 当社が訴訟対応費用に対して支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求につき1,000万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(4) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の合計で、別表1に記載する金額を限度とします。また、基本条項第5条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、別表1に記載する支払限度額が適用されるものとします。

(5) 当社は、争訟費用、権利保全行使費用および訴訟対応費用を保険証券に記載された支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用、権利保全行使費用および訴訟対応費用は損害の一部であり、本条（4）の規定が適用されるものとします。

(6) 本条（4）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第9条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 当社は、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り、その損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

(2) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第10条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、この補償条項においては、被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（企業総合賠償特約の適用除外）

企業総合賠償特約訴訟対応費用補償条項または企業総合賠償特約（建設業用）訴訟対応費用補償条項の規定は、第1条（保険金を支払う場合）の事故に関する訴訟については適用しません。

第2章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この補償条項により、賠償損害補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その3）①および③にかかわらず、賠償損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① サイバー攻撃に起因する他人の身体障害
- ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（注）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下「損壊」といいます。）

（注）財物とは、財産的価値を有する有体物をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償損害補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第7条（保険金を支払わない場合—その6）までの規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害
- ② 液体、気体（注1）もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ④ 次のいずれかの所有、使用または管理
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 - （ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - （イ）出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - エ. 施設外における船舶または車両（注2）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
- ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
 - ア. 身体障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が

行うことを許されている場合を除きます。

ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

⑥ テロ行為等

(注1) 気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注2) 船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。

第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

賠償損害補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）⑤および第6条（保険金を支払わない場合—その5）（2）⑦の規定は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由により損壊した財物に対するものについては、適用しません。

第4条（構内専用車危険補償）

(1) 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(2) 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④エ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内における車両（注1）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(3) 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ. およびエ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、自動車もしくは車両（注1）の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

(4) 当社は、被保険者が自動車または車両（注1）を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（3）に規定する損害を除きます。

(5) 当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、本条（1）から（3）までに規定する損害が発生した場合において、その自動車または車両（注1）について自動車損害賠償責任保険（注2）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（注3）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(6) 本条（5）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、賠償損害補償条項第8条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

(注1) 車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まません。

(注2) 自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法

律第97号)に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

(注3)自動車保険には、自動車共済を含みます。

(注4)保険金には、共済金を含みます。

第5条 (受託物損害についての特則)

- (1) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「受託物損害」といいます。)については、本条に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
 - ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害
 - ③ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- (3) 当社は、受託物損害については、第2条(保険金を支払わない場合)④ウ.の規定を適用しません。

第3章 プロテクト費用補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)および特別約款の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この補償条項に従い、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①または⑤の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。
- ① 公的機関(注)に対する文書による届出または報告等
 - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
 - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
 - ④ 公的機関(注)からの通報
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑥の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。
- ① 公的機関(注)からの通報
 - ② 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- (注) 公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

賠償損害補償条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)から第4条(保険金を支払わない場合—その3)まで、第6条(保険金を支払わない場合—その5)および第7条(保険金を支払わない場合—その6)ならびに

身体障害・財物損壊補償条項第2条（保険金を支払わない場合）、第4条（構内専用車危険補償）（4）および第5条（受託物損害についての特則）（2）の規定は、この補償条項について準用します。この場合において、当社は、賠償損害補償条項の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

賠償損害補償条項の規定	読替前	読替後
① 第4条（保険金を支払わない場合—その3）	損害賠償請求に起因する損害	事由または行為に起因する損害
② 第4条①	身体の障害に対する損害賠償請求	身体の障害
③ 第4条②	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害
④ 第4条③	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注）に対する損害賠償請求	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注）
⑤ 第4条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害

第3条（損害の範囲）

（1）「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①から⑤までの事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限ります。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。

- ① 事故対応費用
- ② 事故原因・被害範囲調査費用
- ③ 広告宣伝活動費用
- ④ 法律相談費用
- ⑤ コンサルティング費用
- ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
- ⑦ クレジット情報モニタリング費用
- ⑧ 公的調査対応費用
- ⑨ コンピュータシステム等復旧費用
- ⑩ 被害拡大防止費用
- ⑪ 再発防止費用

（2）「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑥の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者がサイバー攻撃調査費用を負担することによって被る損害に限ります。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず負担する費用を除きます。

（3）本条（1）および（2）に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。

- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
- ② 金利等資金調達に関する費用
- ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
- ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用

- ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
 - ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用（注1）
 - ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ⑧ サイバー攻撃が金銭等（注2）の要求を伴う場合において、その金銭等（注2）
 - ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
 - ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- （注1）弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
- （注2）金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。

第4条（支払保険金）

- （1）当社がこの補償条項により支払うべきプロテクト費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{プロテクト費用保険金の額}} = \left(\boxed{\text{損害の額（注）}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\text{別表2記載の縮小支払割合}}$$

- （2）本条（1）の算式において、免責金額を適用する場合は、別表2記載の縮小支払割合が低い費用に対して優先して適用するものとします。
- （3）当社がこの補償条項により支払うべきプロテクト費用保険金の総額は、保険期間中につき別表2に記載する金額を限度とします。
- （4）本条（3）に規定する限度額は、保険証券に記載されたこの特約の賠償損害補償条項にかかる支払限度額に含まれるものとします。
- （注）損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち第3条（損害の範囲）に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

第5条（保険期間と保険責任の関係）

- （1）当社は、保険期間中に当社に対して基本条項第4条（情報セキュリティ事故発生の通知）（1）の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、この補償条項においては、被保険者が日本国内において講じた措置による損害に対してのみ保険金を支払います。

第4章 基本条項

第1条（被保険者）

- (1) この特約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員
- (2) 本条（1）②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

第2条（総支払限度額）

- (1) 当社がこの特約により支払うべき保険金の総額は、別表3に記載する特約総支払限度額を限度とします。
- (2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第3条（継続契約の支払限度額の取扱い）

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

第4条（情報セキュリティ事故発生の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。
- ① 情報セキュリティ事故が発生した日（注）
 - ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
 - ③ 情報セキュリティ事故の内容
 - ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
 - ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
 - ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条（1）に規定する通知を行わない場合または本条（1）の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 本条（1）の通知がなされた場合は、第5条（損害賠償請求等の通知）（2）に規定する通知がなされたものとみなします。
- （注）情報セキュリティ事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

第5条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注1）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(4) 本条(2)の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了（注2）後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注1) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況とは、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限りです。

(注2) 保険契約の終了とは、失効、解約または解除（この特約の失効、解約または解除を含みます。）の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

第6条（保険金の請求）

(1) 当社に対する次表の保険金の請求権は、それぞれ次表の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

保険金	保険金請求権の発生時期
① 権利保全行使費用または訴訟対応費用についての保険金	権利保全行使費用または訴訟対応費用を支出した時
② プロテクト費用保険金	プロテクト費用補償条項第3条（損害の範囲）に定める費用を負担した時

(2) 被保険者が本条(1)の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
- ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類

(3) 本条(1)の保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第5条（保険料の払込方法）(2)	保険料領収までの間に生じた事故	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故

② 第7条（告知義務） （3）③	事故が発生する前に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
③ 第7条（5）	事故の発生した後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
④ 第7条（6）	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ
⑤ 第8条（通知義務） （4）	変更届出書を受領するまでの間に発生した事故	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑥ 第8条（5）	本条（1）の事実に基づかずに発生した事故	本条（1）の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ
⑦ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）	事故の発生した後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	発生した事故による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害
⑧ 第22条（追加保険料領収前の事故） （1）および（2）	追加保険料領収までの間に生じた事故	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑨ 第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）	事故が発生したことを知った場合	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った場合
⑩ 第26条（保険金の請求）（4）	事故の内容	情報セキュリティ事故、措置もしくは損害賠償請求の内容
⑪ 第27条（保険金の支払）（1）および（2）	事故の原因	情報セキュリティ事故または損害賠償請求の原因

	事故発生状況	情報セキュリティ事故発生状況、損害賠償請求がなされた状況
	事故と損害との	情報セキュリティ事故または損害賠償請求と損害との
⑫ 第27条(注1)	第26条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第26条(保険金の請求)(3)およびサイバーリスク補償特約基本条項第6条(保険金の請求)(2)の規定による手続

第8条(保険金を支払わない場合の適用除外)

- (1) この特約においては、普通保険約款および特別約款に定める保険金を支払わない場合の規定を適用しません。
- (2) この特約においては、賠償損害補償条項第3条(保険金を支払わない場合—その2)①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。

第9条(サイバーインシデントの取扱い)

当社は、この特約においては、特別約款基本条項第4条(サイバーインシデントの取扱い)(1)の規定を適用しません。

第10条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額(賠償損害補償条項)

一連の損害賠償請求および保険期間中につき、保険証券に記載されたこの特約の賠償損害補償条項にかかる支払限度額を限度とします。

別表2 縮小支払割合・支払限度額(プロテクト費用補償条項)

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1事故	保険期間中
① 事故対応費用	100%	保険証券に記載されたこの特約のプロテクト費用補償条項にかかる1事故支払限度額	保険証券に記載されたこの特約のプロテクト費用補償条項にかかる保険期間中支払限度額
② 事故原因・被害範囲調査費用			
③ 広告宣伝活動費用			
④ 法律相談費用			
⑤ コンサルティング費用			
⑥ 見舞金・見舞品購入費用			
⑦ クレジット情報モニタリング費用			
⑧ 公的調査対応費用			

⑨ コンピュータシステム等復旧費用	100%	200万円	200万円
⑩ 被害拡大防止費用	90%	⑩および⑪の費用の合計で、200万円	⑩および⑪の費用の合計で、200万円
⑪ 再発防止費用			
⑫ サイバー攻撃調査費用	80%	200万円	200万円

注 この特約において当社が支払うプロテクト費用保険金の総額は、1回の事故につき保険証券に記載されたこの特約のプロテクト費用補償条項にかかる1事故支払限度額、保険期間中につき保険証券に記載されたこの特約のプロテクト費用補償条項にかかる保険期間中支払限度額を限度とします。

別表3 特約総支払限度額

保険証券に記載されたこの特約の賠償損害補償条項にかかる支払限度額を限度とします。
--

休業損害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(注)を差し引いた残高をいいます。 (注) 商品仕入高および原材料費には、期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
	粗利益率	次のいずれかの割合をいいます。 ① 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)の粗利益の額の同期間内の売上高に対する割合 ② 保険契約締結時に上記①に規定する「粗利益の額」および「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の粗利益の額の同期間内の売上高に対する割合 (注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。
う	売上減少高	標準営業収益から復旧期間内の営業収益を差し引いた残高をいいます。

え	営業継続費用	<p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。</p> <p>① 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用</p> <p>② 第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故により損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。</p> <p>③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分</p>
	営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
か	仮工事の目的物	本工事の対象物に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物をいいます。
	感染症事故	第2条（保険金を支払う場合）（2）②または（3）に規定する事由をいいます。
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
こ	工事用仮設建物	工事を行うために仮設される現場事務所、宿舍、倉庫その他の建物をいいます。
	工事用仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備その他の仮設物をいいます。
し	敷地外ユーティリティ設備	<p>次のいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のいずれかに該当する事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限りします。</p> <p>① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者</p> <p>② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者</p> <p>③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者</p> <p>④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者</p> <p>⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者</p>

	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	指定感染症等	以下のいずれかに該当する感染症をいいます。 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症 ② 同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、別表1に掲げる感染症を除きます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	食中毒・特定感染症補償契約	第2条（保険金を支払う場合）（2）または（3）に規定する損失等を補償する当社との保険契約をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{ゆきぶれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器等 ^{じゅう}	設備、装置、機械、器具、工具、什器 ^{じゅう} または備品である動産をいいます。
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
そ	騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
	損失等	損失および営業継続費用をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
	建物等	建物または構築物をいいます。
	他の保険契約等	賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	標準営業収益	事故発生直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。

ひ 風災 復旧期間	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。	保険金支払の対象となる期間であって、次の①および②に規定する期間をいいます。 ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故によって保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までを要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。また、いかなる場合も3か月を超えないものとします。 ② 第2条（2）の事由に該当する場合には、行政機関による対象物件（注）の営業の禁止、停止、消毒その他の処置がなされた時からそれらの処置が解除された時までをいいます。ただし、いかなる場合も、第2条（2）①の事由に該当する場合は3か月、同条（2）②の事由に該当する場合は14日間をそれぞれ超えないものとします。 （注）対象物件とは、第1条（保険の対象の範囲）（1）に規定する対象物件をいいます。
ほ 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第1条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件（以下「対象物件」といいます。）とします。
- (2) 次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれるものとします。
- ① 本条（1）記載の敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 本条（1）記載の敷地内に所在する建物等に隣接するアーケード（注1）またはそのアーケード（注1）に面する建物等
 - ③ 本条（1）記載の敷地内に所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- (3) 対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備は、この特約の保険の対象に含まれるものとします。
- (4) 次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ① 新築、増築、改築、修繕または取壊し中の建物。ただし、被保険者が工事の発注者であるものを除きます。
 - ② 組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等。ただし、被保険者が工事の発注者であるものを除きます。
 - ③ 仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材
 - ④ 道路、軌道その他の土木構造物。ただし、本条（2）②および③に掲げるものを除きます。
 - ⑤ 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - ⑥ 海に所在する建物、屋外設備・装置および動産
 - ⑦ 自動車（注2）、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品（注3）
 - ⑧ 通貨、小切手、電子マネー（注4）、株券、手形その他の有価証券、預

貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等（注5）その他これらに類する物

- ⑨ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの

（注1）アーケードとは、屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。

（注2）自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます。）を除きます。

（注3）これらに定着または装備されている付属品とは、自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等（以下（注3）において「自動車等」といいます。）に定着または装備（自動車等の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車等に備えつけられている状態をいいます。）されている物、自動車等内でのみ使用することを目的として自動車等に固定されている電子式航法装置および自動車のETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器）等をいいます。

（注4）電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

（注5）乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険期間中に生じた次表の事故によって保険の対象が損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下この特約において同様とします。）を受けたことによる損失等に対して、この特約に従い、休業損害保険金または営業継続費用保険金を支払います。

事故の種類	説明
① 火災、落雷または破裂・爆発	——
② 風災、雹災または雪災	——
③ 水ぬれ	給排水設備（注1）の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。ただし、②もしくは⑧に起因する事故または給排水設備（注1）自体に生じた損害を除きます。
④ 騒擾、労働争議等	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等	航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等	保険の対象である建物（注2）または保険の対象を収容する建物（注2）に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは本条②、⑤もしくは⑧に起因する事故を除きます。
⑦ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。

⑧ 水災	——
⑨ 電氣的または機械的事故	外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的または機械的事故をいいます。
⑩ 上記①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故	——

(2) 当社は、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する事由により、被保険者に生じた損失等に対しても、この特約に従い、休業損害保険金または営業継続費用保険金を支払います。

① 次のいずれかに該当する食中毒に関する事由

ア. 対象物件における食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

イ. 対象物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

ウ. 上記ア. またはイ. の食中毒の発生の疑いがある場合における行政機関による対象物件の営業の禁止、停止その他の処置

② 別表1に掲げる感染症に罹患した者が対象物件または対象物件が所在する建物等（以下「対象物件等」といいます。）にいたこと等により、対象物件等が、別表1に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置

(3) 当社は、指定感染症等に罹患した者が対象物件等にいたこと等により、対象物件等が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置が保険期間中に発生したことにより、被保険者に生じた損失等に対しても、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

(注1) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注2) 保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置に収容される動産の場合には、「建物」を「屋外設備・装置」と読み替えて適用します。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等に対しては、休業損害保険金、営業継続費用保険金および緊急対応費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

② 上記①に規定する者以外の者が休業損害保険金または営業継続費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（注3）またはこれらのものの漏入（注4）によって生じた損害。ただし、建物等の外側の部分（注5）が第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

④ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為また

は破壊行為によって生じた損害

- ⑤ 第2条(1)①から⑥までまたは⑧から⑩までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ⑦ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注6)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ⑧ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(注7)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑨ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注8)(これらの者の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害。ただし、火災または破裂・爆発によって生じた損害を除きます。
- ⑩ 万引き等(注9)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等(注9)を行った者が暴行または脅迫した場合に生じた損害を除きます。
- ⑪ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(注10)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑫ 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害
- ⑬ 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、休業損害保険金、営業継続費用保険金および緊急対応費用保険金を支払いません。この場合の損失等には、次のいずれかに該当する事由によって発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損失等、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損失等を含みます。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注11)もしくは核燃料物質(注11)によって汚染された物(注12)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)⑨または⑩の事故によって次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等に対しては、休業損害保険金および営業継続費用保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 対象物件の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に休業損害保険金または営業継続費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工、修理、清掃等の作業(注13)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害(注14)
- ⑤ 電力の停止または異常な供給によって、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。

- ⑥ 商品・製品等である冷凍・冷蔵・保温物について、冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によって生じた損害
 - ⑦ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑧ 詐欺または横領によって生じた損害
 - ⑨ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害を除きます。
 - ⑩ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
 - ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに生じた損害
 - ⑫ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - ⑬ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他これらに類する損害
 - ⑭ 動物または植物に生じた損害
 - ⑮ 第2条(1)⑨の事故において、保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(注15)を負うべき損害
 - ⑯ 第2条(1)⑨の事故において、不当な修理や改造によって生じた損害
 - ⑰ 第2条(1)⑨の事故において、消耗部品(注16)および付属部品の交換によって生じた損害
- (4) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、第2条(保険金を支払う場合)(1)⑨または⑩の事故によって次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等、または次のいずれかに該当する事由に関連した損失等に対しては、休業損害保険金および営業継続費用保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに発生する、すべての日付誤認および日付を含む情報やコードの誤認による故障、誤作動、不具合またはそのおそれ
 - ア. コンピュータハードウェア、ネットワーク、マイクロプロセッサ(注17)
 - イ. コンピュータアプリケーションソフトウェア(応用ソフト)
 - ウ. コンピュータオペレーティングシステム(基本ソフト)
 - エ. 複写機、データ処理、通信システム、外付機器、内蔵装置
 - オ. その他のあらゆる電子・電気機器
 - カ. 様式を問わず、上記ア. からオ. までのいずれかに依存することによるあらゆる生産物、サービス、情報、機能
 - ② 上記①の顕在または潜在的な問題に関する被保険者または第三者による行為、不作為または決定に起因して発生した財物の不使用または利用不能
- (5) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)⑨の事故によって次に掲げる物が損害を受けた結果生じた損失等に対しては、休業損害保険金および営業継続費用保険金を支払いません。ただし、第1条(保険の対象の範囲)(3)に定める保険の対象に生じた損害を除きます。
- ① コンクリート製・陶磁器製(注18)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
 - ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石またはレンガ
 - ③ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類。ただし、エレベータのワイヤロープおよび立体駐車場設備のチェーンを除きます。
 - ④ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
 - ⑤ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀を除きます。
 - ⑥ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

- ⑦ 機械、設備または装置の基礎（注19）、炉壁（注20）または予備用の部品
 - ⑧ 貴金属等
- (6) 当社は、次に掲げる事由によって生じた損失等に対しては、第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故により第1条（保険の対象の範囲）（3）に定める保険の対象が損害を受けたことによる休業損害保険金および営業継続費用保険金を支払いません。
- ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、濁水または水不足
- (7) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）に掲げる事由を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失等に対しては、休業損害保険金、営業継続費用保険金および緊急対応費用保険金を支払いません。
- (8) 当社は、感染症事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた感染症事故に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (9) 当社は、この保険契約の保険期間の開始日（注21）の翌日から起算して14日以内に生じた感染症事故による損失等に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約（注22）である場合を除きます。
- (注1) 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 吹込みとは、窓・戸等建物等の開口部から入り込むことをいいます。
- (注4) 漏入とは、屋根・壁等建物等の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。
- (注5) 建物等の外側の部分とは、建物においては外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (注6) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- (注7) 保険の対象の汚損には、落書きによる汚損を含みます。
- (注8) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注9) 万引き等とは、万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。
- (注10) 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害には、フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。
- (注11) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注12) 核燃料物質（注11）によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注13) 加工、修理、清掃等の作業には、建築、増改築、取壊し、組立、据付等の作業を含みます。
- (注14) 加工または製造に起因して生じた損害には、加工または製造に使用された機械、設備または装置が停止した結果生じた損害を含みます。
- (注15) 契約上の責任には、保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (注16) 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針その他これらに類する物をいいます。

(注17) マイクロプロセッサには、コンピュータの一部でないものも含まれます。

(注18) 陶磁器製の機器または器具には、^{づい} 磚子・^{づい} 磚管を含みません。

(注19) 機械、設備または装置の基礎には、アンカーボルトを含みます。

(注20) 炉壁には、ボイラの炉壁を含みません。

(注21) この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、この特約が付帯された日とします。

(注22) 継続契約とは、食中毒・特定感染症補償契約の保険期間の終了日(注23)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。

(注23) その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当社がこの特約により支払うべき休業損害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{休業損害保険金の額} = \text{売上減少高} \times \text{保険証券記載の補償割合}$$

(2) 当社がこの特約により支払うべき営業継続費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故(注)につき別表2に記載する金額を限度とします。

$$\text{営業継続費用保険金の額} = \text{営業継続費用の額}$$

(3) 当社がこの特約により支払うべき休業損害保険金および営業継続費用保険金の合計額は、1回の事故(注)および保険期間中につき事故の種類ごとに別表3に記載する金額を限度とします。

(4) 当社がこの特約により支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。なお、緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上生じた場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間中に20万円を限度とします。

(5) 本条(3)および(4)に規定する限度額は、保険証券に記載された企業包括特別約款(以下「特別約款」といいます。)の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

(6) 第2条(保険金を支払う場合)(1)②もしくは⑧の事故によって第1条(保険の対象の範囲)(1)および(2)に定める保険の対象が損害を受けたことにより生じた損失に対して休業損害保険金を支払う場合または第2条(1)の事故によって第1条(3)に定める保険の対象が損害を受けたことにより生じた損失に対して休業損害保険金を支払う場合には、事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間を経過した時以降の復旧期間内の売上減少高により、休業損害保険金を算出するものとします。

(注) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であっても、それぞれ別の事故によって生じたことが賠償責任保険普通保険約款第27条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第8条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定に基づく事故発生時の義務を負うものとします。

第6条 (営業収益の調整)

営業のすう勢の変化等により、事故の影響がなかったならば復旧期間中に得られたと見込まれる営業収益が標準営業収益と著しく異なる場合には、当社は、標準営業収益につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

第7条（粗利益率の告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、この特約を付帯する場合には、粗利益率について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、粗利益率について事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合において、保険証券記載の補償割合が粗利益率を著しく超えるときは、当社は、第5条（保険金の支払額）（1）の算式中、「保険証券記載の補償割合」とあるのは、「粗利益率」と読み替えて保険金を支払います。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損失等の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損失等の額を差し引いて保険金を支払います。
② 損失等の原因となる事故が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、保険金および事故の種類ごとに別表4に掲げる支払限度額以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注）を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、保険金および事故の種類ごとに別表4に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次表に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	別表4に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

- (3) 損失等が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損

失等について、本条（１）および（２）の規定をおのおの別に適用します。
（注）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第 10 条（保険金の請求）

（１）当社に対するこの特約の保険金の請求権は、保険金の種類ごとに次表の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 休業損害保険金	復旧期間が終了した時
② 営業継続費用保険金	
③ 緊急対応費用保険金	第 2 条（保険金を支払う場合）（３）の事由による損失等が生じた時

（２）被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 26 条（保険金の請求）（３）の規定による書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 損失等の見積書
② 保険の対象の盗難による損失等の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
③ 復旧期間を確認できる客観的書類
④ 復旧期間内に生じた損失等の額を確認できる客観的書類

（３）この特約の保険金の請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 11 条（代位）

普通保険約款第 28 条（代位）（１）の規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を当社が取得した場合は、当社はこれを行行使しないものとします。ただし、保険契約者から反対の意思表示がある場合または借家人（注）の故意もしくは重大な過失によって生じた損失等に対し保険金を支払った場合は、その権利を行行使することができます。
（注）借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象を占有する者で被保険者以外の者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第 12 条（サイバーインシデントの取扱い）

（１）当社は、この特約においては、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。
（２）当社は、この特約においては、次のいずれかに該当する損害を受けたことによる損失等に対しては、本条（１）の規定を適用しません。
① サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントによって保険の対象に生じた損害
② サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害。ただし、敷地外ユーティリティ設備に生じた損害を除きます。

第 13 条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）	事故による損害	事故に起因する損失等
② 第15条（1）①、同条（4）および同条（4）①、第27条（保険金の支払）（1）および（2）ならびに第28条（代位）（1）	損害	損失等
③ 第27条（保険金の支払）（注1）	第26条（保険金の請求）（3）	第26条（保険金の請求）（3）および休業損害補償特約第10条（保険金の請求）（2）

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 感染症の種類

① エボラ出血熱
② クリミア・コンゴ出血熱
③ 痘そう
④ 南米出血熱
⑤ ペスト
⑥ マールブルグ病
⑦ ラッサ熱
⑧ 急性灰白髄炎
⑨ 結核
⑩ シフテリア
⑪ 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）
⑫ 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。）
⑬ 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）
⑭ 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1またはH7N9であるものに限ります。）
⑮ コレラ
⑯ 細菌性赤痢
⑰ 腸管出血性大腸菌感染症
⑱ 腸チフス
⑲ パラチフス

別表2 営業継続費用保険金の支払限度額

1回の事故につき500万円とします。ただし、保険証券に営業継続費用保険金の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

別表3 休業損害保険金および営業継続費用保険金の合計額の支払限度額

事故の種類	1事故	保険期間中
① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故	5,000万円	保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額
② 第2条（2）①の事由	1,000万円	1,000万円
③ 第2条（2）②の事由	500万円	500万円

別表4 他の保険契約等がある場合の支払限度額

保険金の種類	事故の種類	支払限度額
① 休業損害保険金または営業継続費用保険金	第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故	損失等の額（注1）
	第2条（2）①の事由	損失等の額（注1）
	第2条（2）②の事由	500万円（注2）または損失等の額（注1）のいずれか低い額
② 緊急対応費用保険金	第2条（3）の事由	20万円

（注1）損失等の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適

用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
(注2) 他の保険契約等に支払限度額500万円を超えるものがある場合には、これらの限度額のうち最も高い額とします。

食中毒・特定感染症のみ補償特約

第1条（保険金を支払わない場合）

この保険契約においては、休業損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損失等に対しては、保険金を支払いません。

第2条（保険金の支払額）

(1) 休業損害補償特約第5条（保険金の支払額）（3）の規定にかかわらず、当社が休業損害補償特約により支払うべき休業損害保険金および営業継続費用保険金の合計額は、1回の事故および保険期間中につき事故の種類ごとに次表に記載する金額を限度とします。

事故の種類	1事故	保険期間中
① 休業損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）①の事由	1,000万円	1,000万円
② 休業損害補償特約第2条（2）②の事由	500万円	500万円

(2) 本条（1）①および②の事由により支払う保険金の合計額は、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

食中毒・特定感染症補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

この保険契約においては、休業損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）および（3）に規定する損失等に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

弁護士費用特約（企業総合用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款

および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
き	業務妨害等	<p>密接関係者以外の者が行った行為（注）による次のいずれかに該当するものまたはそのおそれをいいます。</p> <p>① 記名被保険者の業務が威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の偶然な事由により妨害されること。ただし、下記②および③に該当するものを除きます。</p> <p>② 記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されること。</p> <p>③ 記名被保険者が詐欺に遭うこと。</p> <p>（注）行為には、不作為を含みます。</p>
け	経済的被害	<p>記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいいます。ただし、契約の債務不履行によるものおよび対人被害または対物被害を伴うものを除きます。</p>
さ	財物の損壊	<p>財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取を含みます。ただし、紛失、詐取または横領を除きます。</p>
た	対象事故	<p>対人被害および対物被害については、日本国内における偶然な事故をいいます。経済的被害については、日本国内における業務妨害等をいいます。</p>
	対人被害	<p>被保険者が記名被保険者の業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。</p>
	対物被害	<p>記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物の損壊をいいます。</p>
て	提訴請求	<p>次のいずれかに該当するものをいい、株式会社以外の法人におけるこれらと同等の請求を含みます。</p> <p>① 会社法第847条第1項または同法第847条の2第1項もしくは第3項の規定に基づき株主が会社に対して行う役員の実任追及等の訴えの提起の請求</p> <p>② 会社法第847条の3第1項の規定に基づき最終完全親会社等の株主が会社に対して行う役員の実任追及等の訴えの提起の請求</p>
は	賠償義務者	<p>被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。</p>
ひ	被害	<p>次のいずれかに該当する被害をいいます。</p> <p>① 対人被害</p> <p>② 対物被害</p> <p>③ 経済的被害</p>

<p>ハ</p>	<p>弁護士費用等</p>	<p>損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。</p> <p>① あらかじめ当社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬（注1）または行政書士報酬（注2）</p> <p>② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>（注1）弁護士報酬、司法書士報酬とは、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。</p> <p>（注2）行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。</p>
<p>ホ</p>	<p>法律相談</p>	<p>法律上の損害賠償請求に関する次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訴事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為（注）、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとしします。</p> <p>① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」で、かつ依頼者に対して行う法律相談</p> <p>② 司法書士が行う司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談</p> <p>③ 行政書士が行う行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談</p> <p>（注）行政庁に対する不服申立事件に関する行為とは、審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。</p>
	<p>法律相談費用</p>	<p>法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。</p>
	<p>保険金請求権者</p>	<p>被害を被った被保険者（注）をいいます。 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としします。</p>

み	密接関係者	次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 保険契約者 ② 企業総合賠償特約基本条項または企業総合賠償特約（建設業用）基本条項の第1条（被保険者の範囲）（1）から（4）までに規定する者
---	-------	---

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、対象事故によって対人被害または対物被害（注1）が発生した場合において、保険金請求権者がその被害に関する損害賠償請求（注2）を行った結果、弁護士費用等を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、弁護士費用等保険金を支払います。
- (2) 当社は、対象事故によって被害が発生した場合において、保険金請求権者がその被害について法律相談を行った結果、法律相談費用を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、次の被害による損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

被害の種類	保険金を支払う場合
① 対人被害	対象事故が保険期間中に発生した場合
② 対物被害	対象事故が保険期間中に発生した場合
③ 経済的被害	対象事故が保険期間中に発見（注3）された場合

- (4) 当社は、法律相談費用については、その被害に対する法律相談が、被害の種類ごとにそれぞれ次の期間内に開始された場合に限り、保険金を支払います。

被害の種類	保険金を支払う期間
① 対人被害	対象事故が発生した日からその日を含めて3年間
② 対物被害	対象事故が発生した日からその日を含めて3年間
③ 経済的被害	対象事故が発見（注3）された日からその日を含めて3年間

- (注1) その対人被害または対物被害に対して法律上の損害賠償請求権を有する場合に限り、適用します。
- (注2) その被害に関する損害賠償請求とは、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求をいいます。
- (注3) 発見は、記名被保険者が対象事故を最初に認識（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）した時になされたものとします。

第2条（被保険者）

この特約において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 対人被害については、次のいずれかに該当する者
- ア. 記名被保険者
 - イ. 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ウ. 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - エ. 記名被保険者の使用人
 - オ. 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- ② 対物被害および経済的被害については、記名被保険者

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 上記③から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- (2) 当社は、他の被保険者または密接関係者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する対人被害または対物被害によって発生した損害に対しては、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する状態にある間に発生した事故
ア. 被保険者が法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ③ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故
 - ④ 被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に、その被保険者自身に発生した事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
 - ⑤ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合を除きます。
 - ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する事故
 - ⑦ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性に起因する事故
 - ⑧ 電磁波障害に起因する事故
 - ⑨ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑩ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（注6）
 - ⑪ 記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物（以下「業務用財物」といいます。）自体の欠陥。ただし、これにより被保険者が身体の障害を被った場合を除きます。
 - ⑫ 業務用財物の自然の消耗もしくは劣化（注7）または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割

れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

- ⑬ 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取
 - ⑭ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
- (4) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する経済的被害によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 企業総合賠償特約基本条項または企業総合賠償特約（建設業用）基本条項の第1条（被保険者の範囲）（1）①から⑤までに規定する者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
 - ② 企業総合賠償特約基本条項または企業総合賠償特約（建設業用）基本条項の第1条（被保険者の範囲）（1）①から⑤までに規定する者の法令違反
 - ③ 支払不能または破産
 - ④ 記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- (5) 当社は、保険金請求権者が次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士費用等または法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者（注8）に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
 - ② 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- (6) 当社は、被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害については、弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注6) 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置には、作為・不作為を問わず次の行為を含みます。
- ① 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
 - ② 医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ③ 身体の整形
 - ④ あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- (注7) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注8) 保険金の請求が行われる保険契約の保険者には、共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。

第4条（支払保険金）

- (1) 当社がこの特約により支払うべき弁護士費用等保険金の額は、次の算式によって算出される額（注1）とします。ただし、被保険者1名、一連の対象事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{弁護士費用等保険金の額}} = \boxed{\text{弁護士費用等の額}}$$

(2) 当社がこの特約により支払うべき法律相談費用保険金の額は、次の算式によって算出される額（注2）とします。ただし、一連の対象事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{法律相談費用保険金の額}} = \boxed{\text{法律相談費用の額}}$$

(3) 当社は、弁護士費用等および法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に既に支払われた金額がある場合は、損害の額からその金額を差し引いて弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払います。

(4) 本条（1）および（2）に規定する限度額は、保険証券に記載された企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

（注1）保険金請求権者が賠償義務者に対する損害賠償請求にあたり、当社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。

（注2）当社の同意を得て支出した法律相談費用とします。

第5条（「一連の対象事故」の定義）

(1) 対人被害および対物被害については、対象事故の発生の時もしくは場所または被害を受けた被保険者の数等にかかわらず、同一の原因または事由から発生したすべての対象事故をいいます。なお、一連の対象事故は、最初の対象事故が発生した時にすべての対象事故が発生したものとみなします。

(2) 経済的被害については、対象事故の発見の時もしくは場所または被害を受けた被保険者の数等にかかわらず、同一の原因または事由から発生したすべての対象事故をいいます。なお、一連の対象事故は、最初の対象事故が発見された時にすべての対象事故が発見されたものとみなします。

第6条（保険金の削減）

(1) 保険金請求権者が弁護士費用等保険金を請求する場合において、この特約により支払対象となる損害賠償請求と支払対象とならない損害賠償請求を同時に行うときには、当社は、次の算式によって算出した額を弁護士費用等保険金として支払います。

$$\boxed{\text{弁護士費用等保険金の額}} = \boxed{\text{第4条（支払保険金）（1）の額}} \times \frac{\text{支払対象となる損害賠償請求額}}{\text{支払対象となる損害賠償請求と支払対象とはならない損害賠償請求の合計額}}$$

(2) 保険金請求権者が法律相談費用保険金を請求する場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中にこの特約における法律相談費用保険金の支払対象とならない法律相談が含まれるときには、当社は次の算式によって算出した額を法律相談費用保険金として支払います。

$$\boxed{\text{法律相談費用保険金の額}} = \boxed{\text{第4条（支払保険金）（2）の額}} \times \frac{\text{支払対象となる法律相談に要した時間}}{\text{支払対象となる法律相談と支払対象とはならない法律相談に要した時間の合計}}$$

(3) 本条（2）の規定は、保険金請求権者が1事故に起因する法律相談を1回しか行わなかった場合には適用しません。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生したことを知った

場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金を支払います。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金請求権者の義務）

(1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。

(2) 保険金請求権者は、弁護士費用等または法律相談費用を支出する前に、支出しようとするそれらの費用の費目の明細を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。

(3) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。

(4) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(5) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条（1）から（4）までの規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 当社に対する弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 保険金請求権者が弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

① 弁護士費用等の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類

② 弁護士費用等の内容を確認できる客観的書類

③ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

(3) 弁護士費用等保険金および法律相談費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（支払保険金の返還）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。

① 弁護士または司法書士への委任の取消し等により保険金請求権者が支出した着手金の返還を受けた場合

② 被害に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイ. の額がア. の額を超過する場合

ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支出した弁護士費用等の全額

イ. 判決により確定された弁護士費用等の額と当社が第1条（保険金を支

払う場合)の規定により既に支出した弁護士費用等保険金の合計額
(2)本条(1)の規定により当社が返還を求める弁護士費用等保険金の額は、次のとおりとします。

- ① 本条(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用等保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
- ② 本条(1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第1条(保険金を支払う場合)の規定により支払われた弁護士費用等保険金の額を限度とします。

第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

当社は、普通保険約款第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)を次のとおり読み替え、この特約に適用します。

「

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)当社は、被保険者(注2)が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注3)を解除(注4)することができます。

(3)本条(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者(注2)が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、本条(1)③ア. からオ. までのいずれかにも該当しない被保険者(注2)に発生した損害については適用しません。ただし、被保険者

の法定相続人に発生した損害について、その被保険者が本条（１）③ア．からオ．までのいずれかに該当する場合には、本条（３）の規定を適用するものとします。

（注１）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みません。

（注２）被保険者には、被保険者の法定相続人を含みます。

（注３）一部の被保険者のみが該当する場合は、その被保険者に係る部分とします。

（注４）解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

」

第 12 条（普通保険約款等の読み替え）

（１）当社は、この特約については、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定中、「事故」とあるのは「対象事故」と読み替えて適用します。

（２）当社は、この特約の対象となる損害のうち経済的被害による損害については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第 5 条（保険料の払込方法）（２）	保険料領収までの間に生じた事故	保険料領収までの間に発見された対象事故
② 第 7 条（告知義務）（３）③	事故が発生する前に	対象事故が発見される前に
③ 第 7 条（５）	事故の発生した後に	対象事故が発見された後に
④ 第 7 条（６）	本条（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故	本条（２）に規定する事実に基づかずに発見された対象事故
⑤ 第 8 条（通知義務）（４）	変更届出書を受領するまでの間に発生した事故	変更届出書を受領するまでの間に発見された対象事故
⑥ 第 8 条（５）	本条（１）の事実に基づかずに発生した事故	本条（１）の事実に基づかずに発見された対象事故
⑦ 第 15 条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（３）	事故の発生した後に	対象事故が発見された後に
	発生した事故による損害	発見された対象事故に起因する損害
⑧ 第 22 条（追加保険料領収前の事故）（１）および（２）	追加保険料領収までの間に生じた事故	追加保険料領収までの間に発見された対象事故
⑨ 第 23 条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（１）	事故が発生したことを知った場合	対象事故を発見した場合

（３）当社は、この特約については、普通保険約款第 27 条（保険金の支払）

（注 1）の規定中、「第 26 条（保険金の請求）（３）」とあるのは、「第 26 条（保険金の請求）（３）および弁護士費用特約（企業総合用）第 9 条（保険金の請求）（２）」と読み替えて適用します。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

被害の種類	保険金の種類	支払限度額
① 対人被害および対物被害	弁護士費用等保険金 および法律相談費用 保険金	弁護士費用等保険金 および法律相談費用 保険金を合算して、 被保険者1名につき 100万円、一連の対 象事故および保険期 間中につき300万 円とします。
② 経済的被害	法律相談費用保険金	一連の対象事故につ き10万円、保険期間 中につき30万円と します。

生産物の欠陥等による経済損害補償特約

「用語の説明」

この保険契約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
い	一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為（注）またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。 なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 （注）同一の行為には、複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。
せ	生産物	企業包括特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物をいい、これに付随する包装、容器、表示ラベルまたは説明もしくは警告書を含みます。ただし、記名被保険者が日本国内において製造、製作、販売または提供し、記名被保険者の占有を離れた財物に限ります。なお、建設工事の目的物を除きます。
	製造・販売業務	生産物を製造または販売する業務をいい、これらに付随する組立、据付等の作業を含みます。

そ	争訟費用	<p>被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。</p> <p>（注1）争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。</p> <p>（注2）争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。</p>
---	------	---

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定にかかわらず、製造・販売業務の遂行に起因して、次のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害（以下「事故」といいます。）について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、企業総合賠償特約使用不能損害拡張補償条項により保険金が支払われる損害を除きます。

- ① 生産物の欠陥
- ② 生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮または充足しなかったこと
- ③ 次のいずれかの事由に起因する製造・販売業務の履行不能または履行遅滞
 - ア. 火災、落雷または破裂・爆発
 - イ. 不測かつ突発的な外来の事由によって、製造・販売業務を遂行するための設備・装置（注）に生じた故障または機能停止。ただし、上記ア.によって生じたものを除きます。

（2）本条（1）に規定する損害は、事故が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に他人に生じた損失または費用に起因するものに限り、

（注）製造・販売業務を遂行するための設備・装置は、記名被保険者が所有または使用するものに限り、

第2条（被保険者）

（1）この特約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員または使用人であって、製造・販売業務を行う者または行っていた者
- ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者で、製造・販売業務を行っていた者

（2）本条（1）②および③に定める者については、記名被保険者の役員または使用人として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注1）、労働争議または騒擾
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性（注2）または放射能汚染（注3）

④ 次のいずれかの事由

ア. 汚染物質（注4）の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、生産物（注5）の回収、検査、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

（注3）放射能汚染は、形態を問いません。

（注4）汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

（注5）生産物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

① 被保険者の犯罪行為（注1）

② 被保険者の故意または重過失による法令違反

③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為

④ 製造・販売業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為

⑤ 製造・販売業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為

⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。

⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。

⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬

⑩ 脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

⑪ 国または公共団体の公権力の行使（注3）

（注1）犯罪行為には、過失犯を含みません。

（注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

（注3）国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害または精神的苦痛に対する損害賠償請求
 - ② 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
 - ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注）に対する損害賠償請求
 - ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
 - ⑤ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
 - ⑥ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- （注）財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- （注）知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 人工衛星（注1）の損壊または故障に起因する損害賠償請求
- ② 国または公共機関による法令等の規制により事故が発生したことに起因する損害賠償請求
- ③ 製造・販売業務に関するいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求
 - ア. 製造・販売業務の対価（注2）の見積もりまたは返還
 - イ. 製造・販売業務の対価の過大請求
 - ウ. 製造・販売業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
 - エ. 製造・販売業務の価格または内容の誤ったもしくは過大な記載、説明もしくは宣伝
- ④ 株主代表訴訟による損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、製造・販売業務の履行または再履行のために要する費用（注3）に起因する損害賠償請求
- ⑥ 石綿（注4）、石綿（注4）製品、石綿（注4）繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿（注4）粉塵への曝露に起因する損害賠償請求
- ⑦ 自然の消耗、摩滅、さび、かび、蒸れ、腐敗、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害賠償請求
- ⑧ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為に起因する損害賠償請求
- ⑨ 被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書（以下、あわせて「保証書」といいます。）に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求。ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損

害賠償責任に対する請求を除きます。

- ⑩ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害に起因する損害賠償請求
 - ⑪ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求（注5）
 - ⑫ 被保険者またはその下請負人（注6）による製造・販売業務の品質、性能、検査または記録の偽装または偽造に起因する損害賠償請求（注7）
 - ⑬ 生産物の修理または代替品の欠陥に起因する損害賠償請求
 - ⑭ 生産物の輸送、建築等の事業活動の結果に起因する損害賠償請求
- （注1）人工衛星には、人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。
（注2）製造・販売業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。
（注3）製造・販売業務の履行または再履行のために要する費用には、履行または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。
（注4）石綿とは、アスベストをいいます。
（注5）感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求には、これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。
（注6）下請負人は、直接の下請負人に限りません。
（注7）製造・販売業務の品質、性能、検査または記録の偽装または偽造に起因する損害賠償請求には、品質、性能、検査または記録の偽装または偽造の再発防止に起因する履行不能または履行遅延を含みます。

第8条（損害の範囲および支払保険金）

- （1）当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）にかかわらず、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
- ① 法律上の損害賠償金
 - ② 争訟費用
- （2）普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定にかかわらず、当社は、本条（1）①および②の合算額が、一連の損害賠償請求につき、別表記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

保険金の額

=

本条（1）①および②の合算額

-

別表記載の免責金額

- （3）当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う保険金の合計で、保険証券に記載されたこの特約の支払限度額を限度とします。また、第10条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券に記載されたこの特約の支払限度額が適用されるものとします。
- （4）当社は、争訟費用を保険証券に記載された支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、本条（3）の規定が適用されるものとします。
- （5）本条（3）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

第9条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、この特約においては、日本国内において生じた事故について、被保険者

が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注1）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）もしくは（2）に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 本条（2）の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了（注2）後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。
- （注1）被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況とは、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限りです。
- （注2）保険契約の終了とは、失効、解約または解除（この特約の失効、解約または解除を含みます。）の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

第11条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）	1回の事故	一連の損害賠償請求
② 第5条（保険料の払込方法）（2）	保険料領収までの間に生じた事故	保険料領収までの間になされた損害賠償請求
③ 第7条（告知義務）（3）③	事故が発生する前に	損害賠償請求がなされる前に
④ 第7条（5）	事故の発生した後に	損害賠償請求がなされた後に
⑤ 第7条（6）	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故	本条（2）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求
⑥ 第8条（通知義務）（4）	変更届出書を受領するまでの間に発生した事故	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求

⑦ 第8条(5)	本条(1)の事実に基づかずに発生した事故	本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求
⑧ 第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	事故の発生した後に	損害賠償請求がなされた後に
	発生した事故による損害	なされた損害賠償請求による損害
⑨ 第22条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)	追加保険料領収までの間に生じた事故	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求
⑩ 第26条(保険金の請求)(4)	事故の内容	損害賠償請求の内容
⑪ 第27条(保険金の支払)(1)および(2)	事故の原因	損害賠償請求の原因
	事故発生の状況	損害賠償請求がなされた状況
	事故と損害との	損害賠償請求と損害との
	同一の事故もしくは原因	同一の原因もしくは事由

第12条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 免責金額

10万円とします。ただし、保険証券にこの特約の免責金額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

リコール費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
い	異物混入	生産物(食品または医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないものが混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。
	異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。
か	回収決定	被保険者または回収等実施者が、生産物の回収等の実施およびその時期、方法等を決定することをいいます。
	回収生産物	回収等の対象となる生産物をいいます。
	回収等	事故の発生または拡大の防止を目的とする回収、廃棄、検査、修理、交換等の措置をいいます。

	回収等実施者	生産物の回収等を実施する者をいい、被保険者を除きます。
け	継続契約	この特約においては、リコール保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするリコール保険契約をいいます。 （注）保険期間の終了日とは、その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
こ	コンサルティング費用	事故に関する事実確認・調査を行うため、または回収方法もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用をいいます。ただし、被保険者が当社の同意を得て支出した費用に限ります。
さ	在庫品廃棄費用	回収生産物と同種の財物（注）であって、被保険者または回収等実施者の占有を離れていないものに関する次のいずれかの費用をいいます。 ① 廃棄するための費用 ② 製造原価または仕入原価 （注）回収生産物と同種の財物には、回収生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれのある原材料、部品、仕掛品または半製品を含みます。
し	事故	他人の身体の障害または財物（注）の損壊をいいます。 （注）財物には、生産物を含みません。
	初年度契約	継続契約以外のリコール保険契約をいいます。
	信頼回復広告費用	回収等の実施によって失われた被保険者または回収等実施者の信頼を回復させることを直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、回収等の実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
せ	生産物	企業包括特別約款生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する生産物（注1）またはそれを成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された財物（注2）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。 （注1）生産物には、不動産を含みません。 （注2）財物には、不動産を含みません。
た	代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
り	リコール保険契約	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）生産物危険条項第5条（保険金を支払わない場合—その2）の規定にかかわらず、被保険者が、生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害（注1）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条（1）の回収等の実施は、事故を発生させまたは発生させるおそれ

がある生産物に対してなされるものに限りに、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

- ① 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等(注2)
- ② 被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(注3)
- ③ 回収等の実施についての行政庁の命令

(3) 本条(1)の損害には、被保険者が、製造、販売等を行った生産物に生じた次のいずれかの事由に起因して日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を含みます。また、これらの事由が生じた生産物は、事故を発生させるおそれがあるものとみなします。

- ① 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り
- ② 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)により禁止されている製品またはその成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等の製造、販売等
- ③ 次の表示事項について、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準に従った表示がされていないこと。

ア. 名称

イ. 保存の方法

ウ. 添加物

エ. 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

オ. 製造所又は加工所の所在地

カ. アレルゲン

キ. L-フェニルアラニン化合物を含む旨

ク. 遺伝子組換え食品に関する事項

ケ. 乳児用規格適用食品である旨

コ. 上記ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項

- ④ 食品または医薬品への異物混入またはそのおそれ(注4)

(4) 本条(1)の損害に対して企業総合賠償特約ブランドイメージ回復費用補償条項の規定に従い保険金が支払われる場合は、当社は、企業総合賠償特約ブランドイメージ回復費用補償条項の規定を優先して適用します。

(注1) 費用を負担することによって被る損害には、生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた第4条(損害の範囲)(1)①から③までのいずれかの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合を含みます。

(注2) 届出または報告等は、文書による届出または報告等に限ります。

(注3) 社告は、回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物の欠陥の存在、欠陥に起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に当社が認めたものに限ります。インターネットのみによるものを含みません。

(注4) 異物混入またはそのおそれには、異物混入脅迫を含みます。

第2条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次の財物の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損

害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者が製造・販売等を行った財物が次の財物の成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合は、この規定は適用しません。

- ① 血液製剤
- ② たばこまたは電子たばこ
- ③ 武器
- ④ 航空機

(2) 当社は、直接であると間接であるを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ
- ② 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）、労働争議または騒擾
- ④ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由。ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。
- ⑥ 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 石綿（アスベスト）の組成、含有、付着またはこれらのおそれ
- ⑨ 生産物の修理（注5）または代替品の欠陥
- ⑩ 牛海綿状脳症（BSE）もしくは口蹄疫またはこれらのおそれ
- ⑪ 高病原性鳥インフルエンザ
- ⑫ 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為

ア. 被保険者

イ. 上記ア. に規定する者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

- ⑬ 生産物の効能・性能に関する不当な表示（注6）または虚偽の表示

(3) 保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料（注7）を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知った（注8）ときまたは回収決定がなされたときは、当社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 生産物の修理には、第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物の回収等による修理を含みます。

(注6) 生産物の効能・性能に関する不当な表示とは、実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。

(注7) 保険料には、賠償責任保険普通保険約款第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の規定による追加保険料を含みます。

(注8) 知ったと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

第4条（損害の範囲）

(1) 当社が保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の損害の範囲は、次のいずれかに該当するもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注1）
- ③ 回収生産物が否かまたは欠陥の有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物の修理費用
- ⑤ 代替品の製造原価または仕入原価
- ⑥ 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価（注2）
- ⑦ 回収生産物または代替品の輸送費
- ⑧ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑨ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑩ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑪ 回収生産物の廃棄費用
- ⑫ 信頼回復広告費用
- ⑬ 在庫品廃棄費用
- ⑭ コンサルティング費用

(2) 本条（1）に規定する費用には、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ① 事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
- ④ 正当な理由がなく、通常の回収等の費用以上に要した費用
- ⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用
- ⑥ 争訟に要した一切の費用
- ⑦ 実際に支出したと否とを問わず異物混入脅迫に関わる第三者からの強要金等

(3) 生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、本条（1）①、②、③、⑨、⑩または⑫の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

(注1) 通信費用には、次の費用を含みます。

- ① 文書の作成費および封筒代
- ② 被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用

(注2) その生産物の対価から記名被保険者または回収等実施者の利益を差し引いた後の金額とします。

第5条（支払保険金）

(1) 当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、1回の生産物の回収等および保険期間中につき次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の生産物の回収等および保険期間中につき保険証券に記載されたこの特約の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額（注1）}} - \boxed{\text{特別約款の基本補償の免責金額}}$$

- (2) 本条(1)の免責金額は、第1条(保険金を支払う場合)の損害のほか
に当社が保険金を支払うべき損害がある場合には、第1条の損害に対して
別個にこれを適用します。
- (3) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本
補償の支払限度額に含まれるものとします。
- (4) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者または被保険者が、
この保険契約の開始時より前に、回収決定の原因となった事故の発生また
はそのおそれが生じたことを知っていた(注2)ときは、当社は、次のい
ずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。
- ① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ② 回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを
知った時(注3)のリコール保険契約の支払条件により算出された保険
金の支払責任額
- (5) 保険期間の中途において支払条件を変更する場合において、保険契約者
または被保険者が、回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれ
が生じたことを変更の前に知っていた(注2)ときは、本条(4)の規定
を準用します。
- (注1) 損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引
いた額とします。
- (注2) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- (注3) 知ったと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

第6条(1回の生産物の回収等)

- (1) 同一の欠陥または異物混入のおそれを原因として実施した一連の生産
物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、1回の生産物
の回収等とみなします。
- (2) 同一の者もしくは集団による脅迫行為もしくは加害行為による一連の
生産物の回収等または既に発生した脅迫行為もしくは加害行為の模倣と
当社が判断する事由による一連の生産物の回収等は、実施の時または場所
にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第7条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当社は、保険期間中に当社に対して第9条(回収決定の通知)(1)の
通知がなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合
において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時より前に、回
収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っ
ていた(注)ときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合
において、保険契約者または被保険者が、初年度契約の保険期間の開始時
より前に、回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたこ
とを知っていた(注)ときは、当社は、保険金を支払いません。
- (注) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

第8条(約定支払限度期間)

- (1) この特約において、当社が保険金を支払うべき第1条(保険金を支払う
場合)の損害は、回収決定日以後1年以内に被保険者が被る損害に限りま
す。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、生産物の回収等が被保険者以外の者
によって実施される場合において、当社が保険金を支払うべき第1条(保険
金を支払う場合)の損害は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生
じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損

害に限ります。

第9条（回収決定の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、回収決定後（注）、次の事項をすみやかに当社に書面により通知しなければなりません。

- ① 回収決定日
- ② 回収等の開始予定日
- ③ 回収等の方法
- ④ 回収生産物の種類・型式等
- ⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく本条（1）の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 回収決定後とは、生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。

第10条（事故発生時等の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、回収決定および回収決定の原因となる事故の発生またはそのおそれを知った場合は、次表「回収決定および事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

回収決定および事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 第9条（回収決定の通知）に規定する通知を行うこと。	
③ 回収決定の原因となる事故の発生またはそのおそれを知った場合は、次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故が発生した場合には、事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の内容、これらの事項の証人となる者がいるときはその住所氏名、事故の原因となった生産物およびその欠陥の内容ならびにその原因 イ. 事故が発生するおそれが生じた場合には、そのおそれがある事故の内容、事故発生の原因となる生産物およびその欠陥の内容ならびにその原因	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 回収決定の原因となる脅迫行為または加害行為が生じたことを知った日から14日以内にその事実について警察署または公的機関窓口へ届出をすること。	

⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③および④の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対するこの特約の保険金請求権は、第9条(回収決定の通知)(1)の通知がなされた日以後、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がこの特約の保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類

- (3) この特約の保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条 (サイバーインシデントの取扱い)

当社は、この特約においては、特別約款基本条項第4条(サイバーインシデントの取扱い)(1)の規定を適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

当社は、この特約については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第7条(告知義務)(3)③	事故が発生する前に	回収決定の通知がなされる前に
② 第7条(5)	事故の発生した後に	回収決定の通知がなされた後に
③ 第8条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害	変更届出書を受領するまでの間に回収決定の通知がなされた場合、その回収等の実施による損害

④ 第22条（追加保険料領収前の事故） （1）および（2）	追加保険料領収までの間に生じた事故による損害	追加保険料領収までの間に回収決定の通知がなされたときに、その回収等の実施による損害
⑤ 第27条（保険金の支払）（注1）	第26条（保険金の請求）（3）	第26条（保険金の請求）（3）およびリコール費用補償特約第11条（保険金の請求）（2）

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

地盤崩壊危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）施設・業務危険条項第6条（保険金を支払わない場合—その5）①および②の規定にかかわらず、被保険者が行う同条に規定する工事（以下「工事」といいます。）に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因する、土地、土地の工作物（注）もしくは植物の損壊または動物の死傷（以下この特約において「財物の損壊」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、特別約款施設・業務危険条項第6条（保険金を支払わない場合—その5）③の規定にかかわらず、工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (注) 土地の工作物には、基礎、付属物および収容物を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ③ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任
- ④ シールド工法（注1）によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑤ シールド工法（注1）による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（注2）が施工中の工事

の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任

(注1) シールド工法のほか、TBM工法、新オーストリアトンネル工法その他これらに類する工法を含みます。

(注2) 他の請負業者には、その業者の下請負業者を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第4条（支払限度額）

(1) 当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

(2) 本条(1)に規定する「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故(注)をいいます。

(3) 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の基本補償の支払限度額に含まれるものとします。

(注) 同一の原因から生じた一連の事故には、発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。

第5条（免責金額）

(1) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の基本補償の免責金額を適用します。

(2) 本条(1)の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほかに当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表

1回の事故および保険期間中につき1,000万円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

工事物損害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および企業包括特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。ただし、条文中において別途用語の説明がある場合は、それによります。

	用語	説明
う	請負金額	<p>請負契約金額に対し次の規定を適用した後の金額をいいます。</p> <p>① 請負契約金額に算入されていない支給材料(注)がある場合は、その金額を請負契約金額に加算した額</p> <p>② 対象工事に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額を請負契約金額から差し引いた額</p> <p>(注) 支給材料とは、工事の対象物として発注者等より支給される材料、機械、部品等をいいます。</p>
か	各対象工事の着工時	<p>各対象工事に着手した時をいいます。ただし、各対象工事に着手した後でも、工事物損害補償条項第7条(保険の対象の範囲)(1)に掲げる保険の対象については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時とします。</p>
け	継続契約	<p>この特約においては、この特約と支払責任を同一とする当社との保険契約の終了日(注)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。</p> <p>(注) 保険期間の終了日とは、その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。</p>
	建築工事	<p>次に掲げる工事を主体とする工事(これらに付随する工事を含みます。)をいいます。</p> <p>① 建物の新築、増築、改築、内・外装または修繕工事。ただし、鋼構造物を主体とする工事(注)を除きます。</p> <p>② 看板設置工事</p> <p>(注) 鋼構造物を主体とする工事は、鉄骨建物の新築、増築、改築、内・外装または修繕工事を除きます。</p>
	建築工事に付随する土木工事	<p>建築工事に付随して行われる工事のうち、道路工事、橋梁下部工事、管工事、護岸工事、土地造成工事、基礎工事、地下構築物工事等の土木工作物を建設する工事(これらに付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、仮橋、土留工、防護工、工事用道路その他の仮工事を含みます。)をいいます。</p>
こ	工事現場	<p>工事物損害補償条項第5条(対象工事)(1)に規定する各対象工事が行われる場所をいい、工事用仮設建物または資材置場等が、その工事場所から離れて設置されている場合は、その対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場等に限り、工事現場に含めることとします。</p>
	古品機械	<p>古品の機械、機械設備または装置をいいます。</p>
さ	再調達価額	<p>保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p>

せ	雪災	氷または雪をいいます。雪とは、豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。
	設備工事	機械または装置の設置工事やプラント建設工事等の、建築工事および土木工事以外の工事（これらに付随する工事を含みます。）をいいます。
	設備工事に付随する土木工事	設備工事に付随して行われる工事のうち、道路工事、橋梁下部工事、管工事、護岸工事、土地造成工事、基礎工事、地下構築物工事等の土木工作物を建設する工事（これらに付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、仮橋、土留工、防護工、工事用道路その他の仮工事を含みます。）をいいます。
	前年度完工高	次のいずれかの額をいいます。 ① 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注1）において記名被保険者が請け負った対象工事の完成工事高（注2） ② 保険契約締結時に上記①に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の対象工事の完成工事高（注2） （注1）保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとしします。 （注2）対象工事の完成工事高は、支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額としします。
そ	損害防止費用	工事物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用をいいます。
た	他の保険契約等	賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	土木工事	道路工事、橋梁下部工事、管工事、護岸工事、土地造成工事、基礎工事、地下構築物工事等の土木工作物の建設を主体とする工事（これらに付随する工事を含みます。）をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

<p>保険の対象の 価額</p>	<p>再調達価額から使用による消耗、経過年数等に 応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注）減価額は、保険の対象が現に使用されて いる場合であって、十分な維持・保守管理が 行われているときは、その保険の対象の再調 達価額の50%に相当する額を限度としま す。ただし、保険の対象が現に使用されてい ない場合または十分な維持・保守管理が行わ れていない場合は、その保険の対象の再調達 価額の90%に相当する額を限度とします。</p>
----------------------	---

第1章 工事物損害補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内の工事現場において保険期間中に発生した不測かつ突発的な事故（以下「事故」といいます。）によって保険の対象について生じた損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（注）（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (4) 当社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、損害が生じた保険の対象を復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物の取壊しを必要とする場合は、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するために要した費用（以下「原状復旧費用」といいます。）に対して、原状復旧費用保険金を支払います。ただし、保険の対象の基礎工事または掘削工事に起因して湧水が発生したことによって保険の対象に生じた損害については、この規定を適用しません。
- (5) 当社は、本条（1）の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けた結果、保険の対象の引渡しが請負契約書に記載された引渡日より遅延したことにより発注者に生じた代替建物の賃借費用（以下「代替建物賃借費用」といいます。）に対して、代替建物賃借費用保険金を支払います。
- (6) 高潮、洪水、内水氾濫もしくは豪雨による土砂崩れまたは雪災によって保険の対象について生じた損害については、本条（2）および（3）の規定を適用しません。
- （注）残存物の取片づけに必要な費用とは、解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第9条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。

第2条（被保険者）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者のすべての下請負人
- ③ 発注者
- ④ 保険の対象のうち、第7条（保険の対象の範囲）（1）①から⑤までに掲げる物の所有者が記名被保険者と異なる場合は、その保険の対象の所有者

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注2）または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外部の部分（注3）が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、その他の風災、雪災、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ（注4）によって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。
 - ③ 寒気または霜
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
 - ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等（注6）によって生じた損害。ただし、この特約において対象となる1工事あたりの請負金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。
 - ⑥ 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質（注7）によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害
 - ② 残材調査の際に発見された紛失または不足による損害
 - ③ 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害
 - ④ 工事中仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼、鋼管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ⑤ 保険の対象が第5条（対象工事）に規定する対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、一部使用による火災危険補償条項の規定が適用される場合を除きます。
 - ⑥ 雪災に起因して保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害または費用
 - ア. 温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害
 - イ. コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
 - ウ. 除雪費用。ただし、第9条（損害の額の算定）に規定する復旧費の一部をなすと認められる費用を除きます。
 - エ. 融雪洪水による損害
 - ⑦ 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
 - ⑧ この保険契約の申込日以前（注9）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故（注10）により保険の対象に生じた損害。ただし、継続契約についてはこの規定を適用しません。
 - ⑨ 芝、樹木その他の植物の枯死（注11）の損害。ただし、火災によって7日以内に枯死（注11）した場合は除きます。
 - ⑩ 次のいずれかに該当する事由によって保険の対象に生じた損害（注1）
 - ア. コンピュータ機器（注12）またはソフトウェア（いずれも所有者を

問いません。以下同様とします。)の日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理(閏年に関するものを含みます。)

イ.上記ア.に規定する事由に関して、被保険者または被保険者以外の者がコンピュータ機器(注12)またはソフトウェアに対して行う変更または修正(注13)

ウ.上記ア.およびイ.に規定する事由に関して、被保険者または被保険者以外の者が提言する助言、設計、加工、規格またはこれらに類似の行為(注14)

(3)当社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ② 湧水の止水または排水費用。ただし、湧水の止水・排水費用補償条項の規定が適用される場合を除きます。

(4)当社は、設備工事に生じた次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 各対象工事の着工時以前に既に古品機械に存在していた設計、施工、材質もしくは製作の欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食によりその古品機械に生じた損害
- ② 耐火レンガ等の耐火材および耐熱材(以下「耐火材」といいます。)に生じた損害。ただし、耐火材以外の保険の対象と同時に損害を受けた場合を除きます。

(注1)損害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。

(注2)保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3)建物の外部の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注4)土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(注5)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6)テロ行為等とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが主義・主張に関して行う暴力的行為その他類似の行為をいいます。

(注7)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注8)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注9)申込日以前には、申込日を含みます。

(注10)台風によって生じた事故には、その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。

(注11)枯死とは、その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

(注12)コンピュータ機器とは、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータハードウェア、マイクロプロセッサ(チップ)、ICまたはこれらに類似の装置をいい、他の機器もしくは製品に部品として内蔵されている同種の物を含みます。

(注13)変更または修正には、不作為を含みます。

(注14)助言、設計、加工、規格またはこれらに類似の行為には、不作為を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

(1)この条において、土木工事とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- ① 「用語の説明」に規定する「土木工事」
 - ② 「用語の説明」に規定する「建築工事に付随する土木工事」
 - ③ 「用語の説明」に規定する「設備工事に付随する土木工事」
- (2) 当社は、被保険者が行う土木工事にかかわる次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
 - ② 土木工事の設計の欠陥によってその欠陥のあった部分に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分に生じた損害については、この規定を適用しません。
 - ③ 土木工事の施工、材質もしくは製作の欠陥の修理、取替、補強に要した費用または他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分に生じた損害については、この規定を適用しません。
 - ④ 寒気または霜によって生じた損害
 - ⑤ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じたひび割れについては、この規定を適用しません。
 - ⑥ 矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損、破損または引抜き不能の損害
 - ⑦ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - ⑧ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ⑨ 矢板、くい、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物(以下「矢板等」といいます。)の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損壊が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑩ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用
 - ⑪ 切土・盛土法面、整地面もしくは自然面の肌落ちまたは浸食の損害
 - ⑫ 排水溝、排水路、暗渠、埋設管、調整池、沈砂池その他これらに類する物(以下「排水溝等」といいます。)に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用または清掃費用。ただし、不測かつ突発的な事故により排水溝等に損壊が生じたために土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物が流入した場合は、この規定を適用しません。
 - ⑬ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事(注2)については、この規定を適用しません。
 - ⑭ 工事現場に仮置きした土砂の流入による排土費用または清掃費用
 - ⑮ 仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
 - ⑯ 地下連続壁工法、場所打ち杭工法その他安定液を使用する掘削工事における掘削壁の崩壊による損害
 - ⑰ 次の損害または費用
 - ア. シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - イ. シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ウ. 推進中の推進管または推進管の刃口に生じた損害
 - ⑱ ケーソン工事またはこれに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用
 - ア. ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - イ. ケーソンのひずみの矯正に要する費用
 - ウ. ケーソンの沈設不能の損害
 - エ. 沈設中のケーソンの刃口に生じた損害
 - ⑲ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
 - ⑳ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下ま

たは移動によって生じた損害

- ⑳ 芝、樹木その他の植物について生じた損害
 - ㉑ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合は、この規定を適用しません。
 - ㉒ 河川の増水によって堤外地内の工所用材料または工所用仮設材に生じた損害
 - ㉓ 仮締切の越流によって生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により仮締切に倒壊、崩壊等の損壊が生じたために水が流入した場合は、この規定を適用しません。
 - ㉔ 洗掘によって生じた損害
 - ㉕ タグボート、クレーン船、フローティングクレーン等の船舶により輸送中または曳航中（注3）の保険の対象に生じた損害
 - ㉖ 浮標、海水汚濁防止膜（シルトプロテクター）、測量檣、測量台その他これらに類する物に生じた損害
 - ㉗ 盛土により構築された仮締切その他これに類する仮工事に生じた損害
 - ㉘ 支保工建込み後に土圧によって支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、落盤、切羽（注4）の崩壊その他不測かつ突発的な事故により他の保険の対象と同時に損害が生じた場合は、この規定を適用しません。
 - ㉙ 切羽（注4）から流入した土砂、土砂水の排土・排水費用または清掃費用
 - ㉚ 海中の保険の対象に土砂その他の物が流入したことによる損害
 - ㉛ 工事現場に設置された排水設備（注5）の故障によって生じた損害
 - ㉜ 不発爆弾または機雷により生じた損害
 - ㉝ 地盤注入費用。ただし、地盤注入費用補償条項の規定が適用される場合は、この規定を適用しません。
 - ㉞ 損害防止費用
- （注1）保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）本工事とは、完成後引渡しを要する工事の対象物をいいます。
- （注3）曳航中とは、輸送または曳航のためにクレーン等の荷役機械によって保険の対象が吊上げを開始した時から保険の対象の最終据付現場への荷卸しが完了するまでの間をいいます。
- （注4）切羽とは、トンネル掘削面およびその周辺の支保工建込みが完了していない部分をいいます。
- （注5）排水設備とは、排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配線等の排水設備をいいます。

第5条（対象工事）

- （1）この特約において対象とする工事（以下「対象工事」といいます。）は、記名被保険者によって保険期間中に日本国内で行われている次の①から③までに掲げるすべての工事とします。ただし、本条（2）に掲げる工事を除きます。
- ① 建築工事
 - ② 設備工事
 - ③ 土木工事
- （2）次に掲げる工事は、この特約の対象工事に含まれません。
- ① 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
 - ② 建物移設工事
 - ③ ガラス温室工事または膜構造物工事
 - ④ 調査工事
 - ⑤ 試験工事

- ⑥ 浚渫^{しゅんせつ}工事
 - ⑦ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事
 - ⑧ 船舶にかかわる工事
 - ⑨ 請負契約が締結されていない工事
 - ⑩ 1工事の請負金額が100億円を超える工事
- (3) 本条(1)の対象工事は、1請負契約に基づき記名被保険者が施工する範囲ごとに、1工事とするものとします。

第6条（共同企業体工事の取扱い）

当社は、共同企業体工事の取扱いについては、特別の約定がない限り、次のとおりとします。

- ① 甲型（共同施工方式）共同企業体による工事については、その工事全体をこの特約の対象とし、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払う場合には、第9条（損害の額の算定）、第12条（支払保険金）およびこの特約で定める他の保険金の合計額に、共同企業体における記名被保険者の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。
- ② 乙型（分担施工方式）共同企業体による工事については、記名被保険者の分担工事部分のみをこの特約の対象とし、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払う場合には、第9条（損害の額の算定）、第12条（支払保険金）およびこの特約で定める他の保険金の合計額を、保険金として支払います。

第7条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、工事現場における次のいずれかに該当する物に限ります。
- ① 対象工事の対象物
 - ② 上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物
 - ③ 上記①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設物（以下「工事用仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（注1）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- (2) 本条(1)③から⑤までに掲げる物は、対象工事用でない場合には、保険の対象に含まれません。
- (3) 次のいずれかに該当する物は、保険の対象に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備（注2）および工事用機械器具・工具ならびにこれらの部品。ただし、工事用仮設備・工事用機械器具補償条項の規定が適用される場合を除きます。
 - ② 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車（注3）その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- (注1) 什器・備品は、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
- (注2) 据付機械設備等の工事用仮設備には、据付費および付帯設備工事費を含みます。
- (注3) 自動車には、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含まず。

第8条（各対象工事の保険責任期間）

当社は、各対象工事の保険責任の始期および終期を、次のとおりとします。

- ① 保険責任の始期は、各対象工事の着工時とします。ただし、保険期間の開始時（注1）より前に各対象工事の着工時がある場合は、保険期間の開始時（注1）を保険責任の始期とします。
- ② 保険責任の終期は、各対象工事の対象物の引渡しの時（注2）とします。ただし、保険期間の終了時（注3）より後も継続して工事を行う場合は、保険期間の終了時（注3）を保険責任の終期とします。

（注1）保険期間の開始時は、この特約が保険期間の中途に付帯された場合には、この特約が付帯された時とします。

（注2）各対象工事の対象物の引渡しの時とは、対象工事の対象物の引渡しを要しない場合は、その対象工事が完成した時とし、引渡前にその工事の対象物が操業を開始した場合には、その時とします。

（注3）保険期間の終了時は、この特約が保険期間の中途に解約または解除された場合は、この特約が解約または解除された時とします。

第9条（損害の額の算定）

（1）当社が、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用および修理に必要な点検または検査の費用（以下「復旧費」といいます。）とします。

（2）本条（1）の復旧費は、請負金額を構成する費目ごとに物価上昇の影響（注1）または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費目ごとの数量によって計算した額を基礎として算出するものとします。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。なお、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{復旧費}} - \boxed{\text{復旧によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額（注2）}}$$

（3）次に掲げる費用は復旧費に含まないものとします。

- ① 仮修理費。ただし、本修理の一部をなすと認められる費用については、復旧費に含めます。
 - ② 排土・排水費用。ただし、復旧費の一部をなすものと認められる費用については、復旧費に含めます。
 - ③ 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- （4）損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を本条（1）から（3）までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。
- （5）被保険者が損害防止費用を支出した場合は、当社は、当社が承認したものに限り、これを本条（1）の損害の額に含めるものとします。ただし、第4条（保険金を支払わない場合—その2）（1）に規定する土木工事の損害に要した費用については、この規定を適用しません。
- （6）当社は、損害が生じた保険の対象の復旧に必要な次のいずれかに該当する費用（以下「特別費用」といいます。）を本条（1）に規定する復旧費に算入します。
- ① 残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金

② 急行貨物割増運賃（注3）

- (注1) 物価上昇の影響は、日本国の公的機関の公表する指数を基準とします。
- (注2) 増加額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
- (注3) 急行貨物割増運賃は、航空貨物輸送運賃を除きます。

第10条（工事中用仮設物等を共用する場合の損害の額の算出）

- (1) 第7条（保険の対象の範囲）（1）②から⑤までの保険の対象（以下「工事中用仮設物等」といいます。）を対象工事と共用するその対象工事以外の工事（以下「他工事」といいます。）がある場合は、当社は、同条（2）の規定にかかわらず、その共用する工事中用仮設物等の全体を保険の対象とします。
- (2) 本条（1）の共用する工事中用仮設物等に損害が生じた場合は、当社は、対象工事と他工事との請負金額の割合に応じて、共用する工事中用仮設物等の損害の額を削減します。ただし、共用する工事中用仮設物等に対する持分につき記名被保険者と他工事の請負業者との間に定めのある場合は、この規定を適用しません。
- (3) 当社は、対象工事が第6条（共同企業体工事の取扱い）①の甲型（共同施工方式）共同企業体による工事である場合は、本条（2）の規定を適用しません。

第11条（古品機械に関する取扱い）

- (1) 当社は、第9条（損害の額の算定）（1）、（4）および（5）の規定に基づき算出した古品機械の損害の額が、その古品機械の新調達価額（注1）から減価額（注2）を差し引いた残額（以下「古品機械の価額」といいます。）を超える場合は、その古品機械の価額をもって損害の額とします。
- (2) 本条（1）の損害の額は、損害を被った古品機械ごとに算出します。
- (注1) 新調達価額とは、古品機械と同種、同能力の新規の機械、機械設備または装置を完成するのに要する価額をいいます。
- (注2) 減価額は、古品機械が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その古品機械の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、古品機械が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その古品機械の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第12条（支払保険金）

- (1) 当社がこの特約により支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき次の算式によって算出される額とします。ただし、対象工事ごとに別表1に記載する金額を限度とします。

損害保険金の額

=

第9条（損害の額の算定）の規定により算出した損害の額

-

別表2記載の免責金額

- (2) 当社がこの特約により支払うべき臨時費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事ごとに別表3に記載する金額を限度とします。

臨時費用保険金の額

=

損害保険金

×

20%

- (3) 当社がこの特約により支払うべき残存物取片づけ費用保険金の額は、残

存物取片づけ費用の額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事ごとに別表3に記載する金額を限度とします。

- (4) 当社がこの特約により支払うべき原状復旧費用保険金の額は、原状復旧費用の額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事ごとに別表3に記載する金額を限度とします。
- (5) 当社がこの特約により支払うべき代替建物賃借費用保険金の額は、代替建物賃借費用の額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事ごとに別表3に記載する金額を限度とします。
- (6) 本条(2)から(5)までの場合において、当社は、本条(2)から(5)までの規定によって支払うべき保険金と他の保険金との合計額が、対象工事ごとに別表1に記載する金額を超える場合でも、保険金を支払います。
- (7) 保険証券記載の工事物損害完成工事高が、前年度完工高より低い場合は、当社は、本条(1)の算式を次のとおり読み替えて、損害保険金の額を算出します。ただし、保険証券記載の工事物損害完成工事高が、前年度完工高より低いことが記名被保険者の故意または重大な過失によるものではなかったことを記名被保険者が証明した場合は、この規定を適用しません。

$$\boxed{\text{損害保険金の額}} = \left(\begin{array}{l} \text{第9条（損} \\ \text{害の額の算} \\ \text{定）の規定} \\ \text{により算出} \\ \text{した損害の} \\ \text{額} \end{array} \right) - \text{別表2} \\ \text{記載の} \\ \text{免責金額} \times \frac{\text{保険証券記載の} \\ \text{工事物損害完成} \\ \text{工事高}}{\text{前年度完工高}}$$

第13条（1事故の定義）

当社は、この特約の適用について、台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹災、雪災、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。

第2章 湧水の止水・排水費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、工事物損害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）(3)②の規定にかかわらず、保険の対象の基礎工事または掘削工事起因して湧水が発生した場合は、湧水の止水または排水のために支出した費用を同第9条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に算入します。
- (2) 本条(1)の規定は土木工事には適用しません。

第2条（適用除外）

この補償条項においては、次に掲げる費用保険金および費用については、この規定を適用しません。

- ① 工事物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する臨時費用保険金および同条(3)に規定する残存物取片づけ費用保険金
- ② 損害防止費用

第3章 メンテナンス期間に関する補償条項

「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款、企業包括特別約款およびこの特約の「用語の説明」による場合のほ

か、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	修補作業	被保険者（発注者を除きます。以下この補償条項において同様とします。）がこの補償条項の対象工事の請負契約書に従って行う修補作業をいいます。
せ	施工の欠陥	引渡しの完了した工事の対象物について、その引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この補償条項の対象工事のメンテナンス期間中については、次の①または②に掲げる不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した工事の対象物に生じた損害に限り、この補償条項に従い、保険金（損害保険金、臨時費用保険金および残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下この補償条項において同様とします。）を支払います。
- ① 修補作業中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故
 - ② 施工の欠陥による事故
- (2) この補償条項における各対象工事の保険責任の始期および終期は、工事物損害補償条項第8条（各対象工事の保険責任期間）の規定にかかわらず、この補償条項の対象工事ごとに次のとおりとします。
- ① 保険責任の始期は、工事の対象物の引渡しの時またはメンテナンス期間の初日のいずれか遅い時とします。ただし、保険期間の開始時（注1）に、工事の対象物の引渡し完了している場合には、保険期間の開始時（注1）を保険責任の始期とします。
 - ② 保険責任の終期は、保険期間の終了時（注2）または工事の対象物の引渡しの時から12か月を経過した時のいずれか早い時とします。
- (注1) 保険期間の開始時は、この特約が保険期間の中途に付帯された場合には、この特約が付帯された時とします。
- (注2) 保険期間の終了時は、この特約が保険期間の中途に解約または解除された場合は、この特約が解約または解除された時とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、工事物損害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が法律上または工事の請負契約上、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
 - ② 工事の対象物の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害
 - ③ 保険契約者、被保険者（注）または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった工事の対象物の施工の欠陥によって生じた損害
 - ④ 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
 - ⑤ 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害
 - ⑥ 工事の対象物の沈下によって生じた損害
- (2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）②の事故によって保険金を支払うべき損害が生じた場合において、その損害が生じた工事の対象物およびその工事の対象物と同種、同仕様の工事の対象物について、その損害の発生日以降、同一の施工の欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条 (対象工事)

この補償条項における対象工事には、工事物損害補償条項第5条(対象工事)(1)に規定する対象工事のほか、保険期間の開始時(注1)以前に引渡し完了した工事(注2)を含みます。

(注1) 保険期間の開始時は、この特約が保険期間の途中で付帯された場合には、この特約が付帯された時とします。

(注2) 工事は、記名被保険者によって日本国内で行われた工事物損害補償条項第5条(対象工事)(1)①から③までに掲げる工事をいい、同条(2)に掲げる工事を含まれません。

第4条 (支払限度額)

当社がこの補償条項により支払うべき保険金の総額は、工事物損害補償条項第12条(支払保険金)の規定にかかわらず、1回の事故につき、この補償条項の対象工事ごとに、次のいずれか低い額を限度とします。

- ① この補償条項の対象工事の請負金額(注)
- ② 500万円

(注) この補償条項の対象工事の請負金額は、共同企業体による工事については、請負金額に共同企業体における記名被保険者の請負契約比率を乗じた額とします。

第5条 (免責金額)

この補償条項における免責金額は、工事物損害補償条項第12条(支払保険金)の規定にかかわらず、1回の事故につき、この補償条項の対象工事ごとに、50万円とします。

第4章 工事中用仮設備・工事中用機械器具補償条項

第1条 (保険の対象の範囲)

(1) 工事物損害補償条項第7条(保険の対象の範囲)(3)①の規定にかかわらず、記名被保険者または記名被保険者の下請負人が所有する据付機械設備等の工事中用仮設備(注1)および工事中用機械器具ならびにこれらの部品(以下「工事中用機械等」といいます。)は、工事現場にある場合に限り、保険の対象に含みます。

(2) 工事物損害補償条項第7条(保険の対象の範囲)(3)②の規定にかかわらず、本条(1)に規定する工事中用機械等には、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する登録、車両番号の指定または市町村長(注2)が交付する標識を受けている場合を除き、建設用工作車を含みません。

(3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、次の①から④までに掲げる物は、本条(1)に規定する工事中用機械等に含みません。

- ① 切削工具、研磨工具、治具、工具類、金型、型ロールその他の型類
- ② 燃料、潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理剤その他の運転に供せられる資材
- ③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- ④ 基礎

(注1) 工事中用仮設備には、据付費および付帯設備工事費を含みます。

(注2) 市町村長は、東京都特別区の場合は都知事とします。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、工事物損害補償条項第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)に規定する損害のほか、工事用機械等に生じた次のいずれかに該当する損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 直接であると間接であるとを問わず、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって工事用機械等を管理する者が知っていたまたは重大な過失によって知らなかった欠陥によって生じた損害
- ② 工事用機械等の電氣的または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ③ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ④ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑤ 保険契約者、被保険者(注1)、これらの者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇用人もしくは同居の親族または工事用機械等の管理を委託された者の役職員、従業員もしくは特別雇用人が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑥ すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注2)であって、工事用機械等ごとに、その工事用機械等が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ⑦ 工事用機械等に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。
- ⑧ 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによって、その部分に生じた損害
- ⑨ 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
- ⑩ 次のいずれかに該当する間に生じた損害

ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たない者によって自動車が運転されている間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車が運転されている間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車が運転されている間

(2) 当社は、次の①から⑧までに掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、工事用機械等の他の部分と同時に損害が生じた場合は、この規定を適用しません。

- ① 電球、ブラウン管等の管球類
- ② 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボンまたは合成樹脂であるもの
- ③ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース、チューブ
- ④ パケット、フォーク、ハンマ部分、パイルドライバまたはドリル
- ⑤ ミキサのブレードまたはライナ
- ⑥ ショベル等の歯または爪に相当する部分
- ⑦ キャタピラ、ローラーおよびその他作業時において常時地面等に接すべき部品
- ⑧ その他上記①から⑦までに準ずる物

(注1) 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

(注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

第3条（損害の額の算定）

(1) 当社は、工事用機械等については、これらの物の保険価額によって、工事物損害補償条項第9条（損害の額の算定）（1）に規定する復旧費を定めます。この場合において、損害が生じた工事用機械等を復旧することができるときは、保険価額を限度として、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{復旧費}} - \boxed{\text{復旧によって工事用機械等の価額が増加した場合は、その増加額（注）}}$$

(2) 本条（1）の損害の額は、損害を被った工事用機械等ごとに算出します。

(注) 増加額は、工事用機械等が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その工事用機械等の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、工事用機械等が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その工事用機械等の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第4条（支払保険金）

(1) 当社が工事用機械等に生じた損害に対して支払うべき損害保険金の額は、工事物損害補償条項第12条（支払保険金）（1）の規定にかかわらず、1回の事故につき、対象工事ごとに次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{損害保険金の額}} = \boxed{\text{第3条（損害の額の算定）の規定により算出した損害の総額}} - \boxed{5万円}$$

(2) 保険証券記載の工事物損害完成工事高が、前年度完工高より低い場合は、本条（1）の規定にかかわらず、当社は次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、保険証券記載の工事物損害完成工事高が、前年度完工高より低いことが記名被保険者の故意または重大な過失によるものではなかったことを記名被保険者が証明した場合は、この規定を適用しません。

$$\boxed{\text{損害保険金の額}} = \left(\boxed{\text{第3条（損害の額の算定）の規定により算出した損害の総額}} - 5万円 \right) \times \frac{\text{保険証券記載の工事物損害完成工事高}}{\text{前年度完工高}}$$

(3) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金（損害保険金、臨時費用保険金および残存物取づけ費用保険金をいいます。以下この補償条項において同様とします。）の総額は、工事物損害補償条項第12条（支払保険金）の規定にかかわらず、1回の事故につき、対象工事ごとに、次のいずれか低い額を限度とします。

- ① 対象工事の請負金額（注）
- ② 500万円

(4) 当社がこの補償条項により保険期間中に支払う保険金の総額は、いかなる場合も、500万円を限度とします。

(注) 対象工事の請負金額は、共同企業体による工事については、請負金額に共同企業体における記名被保険者の請負契約比率を乗じた額とします。

第5章 一部使用による火災危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、工事物損害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）（2）⑤の規定にかかわらず、保険の対象である工事の対象物が工事物損害補償条項第5条（対象工事）に規定する対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（注）によってその使用部分に生じた損害に対して、保険金を支払います。

（注）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第6章 地盤注入費用補償条項

第1条（損害の額の算定）

当社は、工事物損害補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その2）（2）④ならびに第9条（損害の額の算定）（2）および（3）③の規定にかかわらず、保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用を工事物損害補償条項第9条（損害の額の算定）（1）に規定する復旧費に算入します。

第2条（算入の限度）

第1条（損害の額の算定）に基づき復旧費に算入される額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とし、いかなる場合もその工事期間中の総算入額は200万円を超えないものとします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第1条（損害の額の算定）に基づき復旧費に算入される額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{地盤注入費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline 80\% \\ \hline \end{array}$$

第7章 陸上輸送危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、工事物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）および第8条（各対象工事の保険責任期間）①の規定にかかわらず、記名被保険者の所有もしくは使用する工場または資材置場などにおいてこの補償条項における保険の対象ごとに輸送開始のため積み込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸しを開始した時までの陸上輸送中（注）において、不測かつ突発的な事故によってこの補償条項における保険の対象に生じた損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、保険期間中に日本国内で発生した事故による損害に限ります。

（注）陸上輸送中には、その区間内の一時保管中を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、工事物損害補償条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、

第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 荷づくりの欠陥によって生じた損害
- ② 運送の遅延による損害
- ③ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が輸送開始（注1）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、被保険者（注2）またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったことを保険契約者、被保険者（注2）またはこれらの者の使用人が証明した場合は、この規定を適用しません。

（注1）輸送開始には、中間地からの輸送開始を含みます。

（注2）保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（保険の対象の範囲）

工事物損害補償条項第7条（保険の対象の範囲）（1）の規定にかかわらず、この補償条項における保険の対象は、陸上輸送中における次のいずれかに該当する物に限ります。

- ① 対象工事の対象物
 - ② 上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物
 - ③ 上記①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設物（以下「工事用仮設物」といいます。）
 - ④ 現場事務所、^{しゅう} 宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている^{しゅう} 什器および備品（注）
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- （注）^{しゅう} 什器および備品は、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。

第8章 荷卸危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、工事物損害補償条項第8条（各対象工事の保険責任期間）①の規定にかかわらず、工事現場における輸送用具からの工事物損害補償条項第7条（保険の対象の範囲）（1）に該当する保険の対象の荷卸作業中において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、保険期間中に生じた事故による損害に限ります。

第9章 基本条項

第1条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- （1）保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 保険の対象について盗難が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく警察に届け出ること。	保険契約者、被保険者または現場責任者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害の生じた保険の対象について、損害を防止または軽減するのに必要な限度を超えて損害を修理し、またはその状態を変更しないこと。ただし、上記②の通知をした後、当社が7日以内に調査を行わない場合または保安上必要と認められる場合を除きます。	保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害が確認できる部分についてのみ保険金を支払います。
⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第2条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 工事物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損

害保険金および同条（3）から（5）までに規定する費用保険金を支払う場合において、他の保険契約等がある場合は、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(3) 本条（2）の場合において、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき損害保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、本条（2）の規定にかかわらず、次に定める額を損害保険金の額とします。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

$$\boxed{\text{損害保険金の額}} = \boxed{\text{この保険契約の支払責任額（注1）}} - \boxed{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金または共済金の額}}$$

(4) 工事物損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）（2）に規定する臨時費用保険金を支払う場合において、他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注3）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(5) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、本条（1）から（4）までの規定をそれぞれ別に適用します。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注3) 支払限度額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第3条（特約火災保険との調整）

(1) 当社は、対象工事が住宅金融支援機構等の公的機関から融資を受けて行われる場合において、特約火災保険契約を締結すべき時以降、この保険契約から支払われるべき損害または費用（以下「損害等」といいます。）と特約火災保険契約から支払われるべき損害等が重複する部分に対しては、工

事物損害補償条項第12条（支払保険金）の規定によって算出した額から特約火災保険契約から支払われるべき額を差し引いた残額を支払います。この場合において、特約火災保険契約については第2条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定を適用しません。

- (2) 本条（1）の特約火災保険契約とは、独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険特約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等火災保険特約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険特約、勤労者財産形成融資住宅火災保険特約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等火災保険特約を付帯した火災保険契約をいいます。

第4条（保険金の請求）

- (1) 当社に対するこの特約の保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者がこの特約の保険金を請求する場合は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- | |
|--|
| ① 損害見積書 |
| ② 保険の対象および損害状況を撮影した写真 |
| ③ 工事の内容が確認できる工事仕様書、設計時図面 |
| ④ 請負工事金額契約書および請負契約の内訳が確認できる書類 |
| ⑤ 請負工事工程表 |
| ⑥ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 |

- (3) この特約の保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（残存物）

当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。

第6条（被保険者に対する代位求償権の不行使）

当社は、この特約の規定に基づき保険金を支払うべき損害が生じた場合に、その損害について記名被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社がその損害に対して保険金を支払うことによって代位取得する求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合を除きます。

第7条（サイバーインシデントの取扱い）

当社は、この特約においては、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（注）によって保険の対象に生じた損害に対しては、企業包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）基本条項第4条（サイバーインシデントの取扱い）（1）の規定を適用しません。

- (注) 破裂・爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第27条（保険金の支払）（注1）	第26条（保険金の請求）（3）	第26条（保険金の請求）（3）および工事物損害補償特約基本条項第4条（保険金の請求）（2）
② 第27条（2）⑥	事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた	保険の対象が特殊な技術、工法等により建設されている場合、保険の対象が極めて高額な損害を被った場合、同一工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故で広範囲にわたる損害を被った場合等、事故形態が特殊である

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額－損害保険金

対象工事	支払限度額
建築工事	1回の事故につき、次の①または②のいずれか低い額 ① 対象工事の請負金額（注） ② 10億円
設備工事	1回の事故につき、次の①または②のいずれか低い額 ① 対象工事の請負金額（注） ② 10億円 ただし、設備工事に付随する土木工事については、1回の事故につき、1,000万円を限度とし、いかなる場合もその工事期間中の損害保険金の支払額の総額は、2,000万円を超えないものとします。
土木工事	1回の事故につき、次の①または②のいずれか低い額 ① 対象工事の請負金額（注） ② 1,000万円 ただし、いかなる場合もその工事期間中の損害保険金の支払額の総額は、2,000万円を超えないものとします。

（注）対象工事の請負金額は、共同企業体による工事については、請負金額に共同企業体における記名被保険者の請負契約比率を乗じた額とします。

別表2 免責金額

対象工事	事故内容	免責金額
建築工事・設備工事	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円

	② 盗難事故	5万円
	③ 上記①および②以外の事故	5万円
土木工事	① 火災・落雷・破裂・爆発事故	0円
	② 盗難事故	10万円
	③ 上記①および②以外の事故	100万円

別表3 支払限度額－費用保険金

保険金の種類	支払限度額
臨時費用保険金	500万円
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金の10%に相当する額
原状復旧費用保険金	300万円
代替建物賃借費用保険金	100万円

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請

求に関する書類等の受領

- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。
---	-----	---

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
- (注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）（2）①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）（1）の規定を適用します。

第5条（保険料の返還等の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約

者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に
従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険
契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレ
ジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみな
して保険料を返還します。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込
後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する
書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定
を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」
による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金する ことをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約 に定められた保険料をいい、保険料を分割して払 い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険 料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携してい る金融機関等をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額で あって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期 日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいま す。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券に
この特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されているこ
と。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金
口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになさ
れること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金
口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条（1）の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）（2）の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
 - (2) 本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
 - (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。
- (注) 第3条（保険料領収前の事故）（4）の規定が適用される場合においては、「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」とします。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時まで発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ. 上記ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条 (追加保険料の払込方法)

(1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。

- (2) 本条(1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
 - (4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
 - (5) 本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条 (追加保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日まで

に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。

- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額			
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額			
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	<p>次の算式により算出される額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金相当額 </td> </tr> </table>	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額	-	第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金相当額
事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額	-	第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金相当額		

第5条 (当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
 - ② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条（1）①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）（2）の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の規定は、この保険契約に適用された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用さ

れます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条 (追加保険料の払込方法)

(1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。

① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。

② 追加保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。

(2) 本条(1)①により追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに

初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金相当額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金相当額 </div> </div>

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。

② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとしてします。
---------------	----------------------------

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第5条(追加保険料領収前の事故)(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条(追加保険料領収前の事故)

- (1) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (2) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

- (3) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。

- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

- ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

- (注) 第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

（注1）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。

つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が

口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第5条（追加保険料領収前の事故）（3）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

（1）当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

（3）第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

（1）第4条（追加保険料の払込方法）（1）①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（2）第4条（追加保険料の払込方法）（1）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認

の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）（2）の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）および（2）の規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条（保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

(注1) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合に

は、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。
- (2) 本条(1)の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額全額の決済手続きを完了したことが決済画面に表示された時点で、決済手続きが完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

第2条（保険料の払込方法）(1)の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続きが完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）決済手続きが完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続きが完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

生産物危険限定補償特約

第1条（補償内容の限定—生産物危険限定）

当社は、加入者証記載のプラン名がエコノミーの場合には以下の規定を適用せず、生産物危険のみ補償します。

名称	適用しない条項
①企業包括特別約款	施設・業務危険条項
②企業総合賠償特約、企業総合賠償特約（建設業用）	身体障害・財物損壊補償条項第2条（保険の対象）（1）および（2）
	構内専用車等危険補償条項
	従業員所有自動車危険補償条項
	管理財物損壊補償条項
	来訪者財物損壊補償条項
	国外一時業務危険補償条項
	人格権侵害補償条項
	広告宣伝活動による権利侵害補償条項
	使用不能損害拡張補償条項
	初期対応費用補償条項
	訴訟対応費用補償条項
ブランドイメージ回復費用補償条項	

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。